

八潮市自治基本条例

庁内検証結果報告書

令和 8 年 5 月

目 次

【庁内検証の概要】	1
前 文	2
第1章 総 則	4
第1条 目的	4
第2条 最高規範	5
第3条 定義	6
第2章 自治の基本理念と基本原則	8
第4条 自治の基本理念.....	8
第5条 参画の原則.....	9
第6条 協働の原則.....	11
第7条 情報共有の原則.....	14
第8条 情報公開の原則.....	16
第3章 まちづくりの基本原則	18
第9条 子ども	18
第10条 安全・安心	22
第11条 危機管理.....	25
(第12条 地球環境	28
第4章 市民	30
第13条 市民の権利	30
第14条 市民の責務	33
第15条 地域コミュニティ	35
第5章 市議会	36
第16条 市議会の役割と責務.....	36
第17条 議員の責務	37
第6章 行政	38
第18条 市長の責務	38
第19条 行政委員会の責務	40
第20条 市の職員の責務等	42
第7章 行政運営の原則	44
第21条 総合計画.....	44
第22条 財政.....	45
第23条 組織.....	48
第24条 意見公募.....	49
第25条 行政評価	51
第26条 他の機関との連携協力	52
第8章 住民投票	57
第27条 住民投票.....	57
第28条 請求等	58
第9章 条例の検証及び見直し	60
第29条.....	60

【庁内検証の概要】

八潮市自治基本条例第 29 条に基づき、「この条例の各条項が社会情勢に適合したものであるかどうか」について、庁内において検証を行ったものです。

1. 期 間：令和 7 年 9 月 10 日から 11 月 28 日まで

2. 対 象：前文を含め全ての条文（29 条）

3. 対象部署：49 課・室（全ての課・室から回答あり）

4. 検証項目及び検証結果

A) 社会情勢の変化について

⇒ 社会情勢の変化として、以下の項目が挙げられている。

- ① 安全・安心意識の更なる高まり（大規模自然災害への備えなど）
- ② 少子高齢化・核家族化の進展（8050 問題、ヤングケアラー、地域コミュニティの希薄化など）
- ③ 環境への配慮（SDGs・カーボンニュートラルへの対応など）
- ④ 更なる参画・協働の促進（情報提供・収集手段の多様化など）
- ⑤ 市民ニーズの多様化・複雑化（デジタル化、介護・子育て支援など）

B) 各条項に基づいた取組み状況について

⇒ 各課において様々な取組みが行われている。

※ 主な取組みについては報告書に記載

C) 取組みによる成果・効果等について

⇒ 取組みにより成果・効果等が得られている。

※ 主な成果・効果等については報告書に記載

D) 条文との適合状況に関する課題の有無について

⇒ 課題有り

・第 24 条（意見公募）の解釈

上記以外については「課題なし」との回答が得られている。

前 文

私たちのまち八潮は、1500年にわたる悠久の歴史を刻んできた。

市域からは、古墳時代の土器片や平安時代の^{たてぎね}竪杵が出土し、当時の人々の生活の痕跡をうかがうことができる。

また、河川に囲まれた八潮は、古くから川舟を使った水運が盛んで、室町時代の八條は、定期的に市が立つ交易の中心として栄えていた。

江戸時代の市域は、八條領に属し、八條村は越谷市や草加市の一部を含む35か村の社会、経済の中心であった。八潮の市域は20か村に分かれ、北部は幕府領、南部は旗本領として、江戸の重要な穀倉地帯として栄えてきた。

明治の大合併、その後の昭和の大合併において、八條、潮止、八幡の3村が1つとなり、八潮村として現在の市域の姿が形づくられるとともに、歴史と文化を受け継いできた。

その後、農業が産業の中心であった八潮は、昭和35年の工場誘致条例の施行、昭和40年代の草加・八潮工業団地の開発などにより、多くの工場などが集積し、県内有数の工業都市へと発展してきた。一方、土地区画整理事業の進展により住宅都市としても発展を続け、さらに、平成17年のつくばエクスプレスの開通により、新たなまちへと変貌を遂げつつある。

また、八潮の歴史は、利水と治水の歴史でもあった。

私たちのまち八潮は、市域を囲むように流れる中川や綾瀬川などの河川、市域の中央を南北に流れる葛西用水、八條用水の恵みを受け、水と生活、文化が密接に関わりあって、発展してきた。

河川や用水がもたらす豊かな水は、様々な産業を育んできた。特に、浴衣の生地を染め上げる長板中型は、江戸時代からの古い歴史を有し、明治以降には形付屋や紺屋を専業とする家が多く見られた。この伝統工芸技術は現在へと引き継がれ、染色産業は八潮を代表する地場産業となっている。

一方、先人たちは自然災害に挑み、克服してきた。

江戸時代、綾瀬川は幕府により治水のための改修が進められ、柳之宮村から西袋村にかけて西へ折れ曲がっていたが、南北に直進され、さらに八條用水や葛西用水が造られ、豊かな耕作地へと生まれ変わった。また、現在の八潮市と三郷市境を流れていた中川は、大正時代の治水対策により、潮止村の大瀬、圀、古新田の3地区内を直進する改修が行われた。

これらの改修により、柳之宮村、西袋村は綾瀬川の両側に分かれることになり、また潮止村の大瀬、圀、古新田の3地区は中川の両側に分かれ、現在私たちが見る地形が形成された。

長い歴史が造り上げてきた八潮の地形は、水辺の織り成す景観に富み、現在も市民に親しまれている。

私たちは、今日の八潮が先人たちの長年の努力によって築かれ、形づくられたことを決して忘れてはならない。それは八潮の今日を語る上で、また未来を語る上で八潮の礎となるものである。

時あたかも、地方分権の進展により、地方公共団体には自主・自立の自治運営が求められている。そのために、私たち市民、市議会、行政は、日本国憲法で保障された地方自治の本旨に基づき、それぞれの役割を果たしながら互いに協働していくことで、魅力的なまちづくりを推進していかなければならない。

私たちは、先人たちのまちづくりに懸けた思いを胸に、豊かな自然を守り育てながら、活気ある都市として発展させていくため、安全・安心を確保し、さらに市民が互いにふれあい、喜びを分かち合える豊かな地域社会の実現を目指すものである。

私たちは、私たちのまち八潮に愛着と、八潮市民としての誇りを持ち、主体的にまちづくりに参画することを自治の基本理念とし、ここに自治の最高規範として八潮市自治基本条例を制定する。

【説明】

この条例は、本市が自治を推進するための基本理念、市民の権利や市民、市議会、行政の責務、さらには行政運営の基本原則等を定め、本市における自治の最高規範として位置付けられるものですので、その趣旨を明確にするために前文を設けています。

この前文には、市民が八潮に愛着と誇りを持ち、本市のまちづくりを進めていくためには、本市のまちづくりに関する歴史を知ることが必要と考え、歴史の一端を盛り込みました。

そして、八潮が先人たちの苦労の上に発展してきたことを忘れることなく、先人たちがまちづくりに懸けた思いを引き継ぎ、未来につなげていくため、市民、議会及び行政と一緒にまちづくりを推進していこうという決意を表明しています。

社会情勢の変化

- 前文には、条例制定の趣旨や意義、制定者の決意などが盛り込まれているため、条例制定後の社会情勢の変化等により、内容を変更するべきものではない。

条例に基づく取組

- 市内の歴史や文化財の調査研究を行っている。

成果・効果等

- 前回の検証以降、前文に記載されている内容が覆る調査・研究結果は出ていない。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の原理原則を定め、市民の権利及び責務並びに市議会及び行政の責務を明らかにするとともに、それぞれが協働し、自治を実現することを目的とする。

【説明】

ここでは、市民、市議会及び行政がお互いに協力して自治を実現するための基本的な事項を規定しています。

そして、この目的を達成するために、「自治の原理原則」、「市民の権利と責務」、「市議会や行政の責務」を定めるとともに、「それぞれが協働」することが必要であることを規定しています。

なお、「協働」については、第3条において「市民、市議会及び行政がそれぞれの役割及び責務を自覚し、自主性を尊重しつつ、対等な立場で、相互に補完し、協力することをいう」と定義しています。

社会情勢の変化

- 市民ニーズが多様化・複雑化している。
- 多様性の尊重が進んでいる。
- 大規模自然災害等への意識が高まっている。

条例に基づく取組

- 自治基本条例に基づいてまちづくりが進められている。
- 公正で民主的、かつ有用な議会運営を図り、市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与するため、平成31年3月20日に「八潮市議会基本条例」を制定し、議会及び議員としての責務や活動原則を明記した。

成果・効果等

- 自治基本条例に基づいてまちづくりが進められている。

(最高規範)

第2条 この条例は、本市における自治に関する最高規範であり、他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の定める事項を遵守し、これに適合させなければならない。

【説明】

この条例は、前文で宣言したとおり本市における自治の最高規範の性格を有していることから、その実効性を確保するためにこの条文を置いています。

そのため、市の条例や規則等を制定・改廃する際には、この条例の定める事項を遵守し、適合させなければなりません。

なお、条例、規則等の「等」には、規程、要綱、要領なども含めています。

社会情勢の変化

- 市民ニーズが多様化・複雑化している。
- 多様性の尊重が進んでいる。
- 大規模自然災害等への意識が高まっている。

条例に基づく取組

- 自治基本条例に規定された市議会の基本理念を踏まえ、平成31年3月20日に「八潮市議会基本条例」を制定した。
- 市職員研修や生涯学習まちづくり出前講座、やしお市民大学などで自治基本条例の説明を行っている。

成果・効果等

- 「八潮市議会基本条例」を遵守し、活動を行っている。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住む者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは事業その他の活動を行う個人若しくは団体をいう。
- (2) 行政 市長及び行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 参画 政策の立案、実施及び評価の各段階において、主体的に関与することをいう。
- (4) 協働 市民、市議会及び行政がそれぞれの役割及び責務を自覚し、自主性を尊重しつつ、対等な立場で、相互に補完し、協力することをいう。

【説明】

この条例を解釈する上での共通認識を図るため、重要な用語について規定しています。

① 市民

市民とは、八潮市内に住所を有する人や住民登録はしていないが、実際に市内に居住している人のほか、市内の事業所等に通勤する人や市内の学校に通学する人、市内において様々な活動を行っている個人及び団体をいいます。

これは、本市には、住む人や働く人、学ぶ人など、様々な人が生活しており、地域が抱える多様な課題を解決していくためには、住んでいる人だけではなく本市に生活する幅広い人たちが協力し合ってまちづくりに取り組むことが重要であるとの考えに基づいています。また、市内を拠点として事業やその他の活動を行う個人や団体も地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会と協調していくことを求めています。

② 行政

行政とは、議会を除いた本市の行政事務を管理・執行する市長及び行政委員会をいいます。

行政委員会とは、地方自治法第180条の5の規定により市町村に設置が義務付けられている「教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会」のことをいいます。

なお、この条例では、市長及び行政委員会を「行政」と表現しています。

また、行政には、消防（草加八潮消防組合）や公営企業（水道部）なども含まれています。

③ 参画

参画とは、政策の立案から評価に至るあらゆる段階に、主体的に関わることをいいます。

④ 協働

協働とは、市民、市議会及び行政が、それぞれの役割と責務に基づいて、お互いの立場を尊重し、共通の目的の達成に向けて対等な立場で協力し合うことをいいます。

具体的には、市民と市議会と行政、市民と行政、市民と市議会などがお互いに目標を共有し、ともに力を合わせて活動することにより、これまで実施できなかったことができるようになったり、また、これまで以上に質の高いまちづくりや市民のニーズに合ったまちづくりの展開が可能になります。

社会情勢の変化

- 核家族化の進行等により近隣住民とのつながりや地域での助け合いは、今後、ますます重要となる。また、地域包括ケアシステムの構築には、行政・民間企業・ボランティア団体、NPO等の連携のみならず、地域との協働社会の形成が重要な役割を担うものとしているため、適合しているものと考えている。
- 障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい社会の実現に向け、障がいのある人への支援のあり方は大きく変化してきている。
- 事業者に対し「合理的配慮¹」の提供を義務付けることなどを内容とする「改正障害者差別解消法」が令和6年4月1日に施行されるなど、共生社会を実現するための取組を推進することが求められている。

条例に基づく取組

- 第3期八潮市地域福祉計画において、共通理念を「地域における多様な主体がそれぞれの役割を担いながら協働し、福祉の力を高める地域づくり」としており、この共通理念に基づき、第9期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、高齢者を始めとした地域のあらゆる住民が安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指している。
- 第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画（計画期間：令和6年度から令和8年度まで）において、基本理念として『ともに生き、ともに支え合う地域づくり』とし、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら地域で安心して自分らしく暮らせるよう、多様なニーズにきめ細かく対応するための施策を推進している。

成果・効果等

- 第3期八潮市地域福祉計画において、共通理念を「地域における多様な主体がそれぞれの役割を担いながら協働し、福祉の力を高める地域づくり」としており、この共通理念に基づき、第9期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、住み慣れた地域で安心して暮らせるための取組を行った。

¹ 合理的配慮：障がいのある人の人権が障がいのない人と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。

第2章 自治の基本理念と基本原則

(自治の基本理念)

第4条 市民は、自治の主体者として、市議会及び行政とともにまちづくりを推進するものとする。

【説明】

この条では、本市の自治における基本的な考え方について規定しています。

本市では、市民が自治の主体者であり、市議会や行政とともにまちづくりを進めていくことを自治の基本理念として位置付けています。

社会情勢の変化

- 市民ニーズが多様化・複雑化している。
- 市民のまちづくりへの参画、協働を推進している。

条例に基づく取組

- 第5次八潮市総合計画の基本理念は、自治基本条例における自治の基本原則とまちづくりの基本原則を踏まえ、「共生・協働」「安全・安心」となっており、第6次八潮市総合計画においても、「共生・協働」「安全・安心」を基本理念とし、「彩り」と「しなやかさ」の新たな視点を取り入れて、まちづくりを進めていく考えとしており、引き続き、市民を自治の主体者として、市議会及び行政とともに協働のまちづくりに取り組んでいく。
- 「八潮市議会基本条例」を制定し、第4条において、市民参加及び市民との連携について定めている。また、市政などについて意見や要望を伝える制度である請願や陳情について、手続方法をホームページで公開している。

成果・効果等

- 請願の提出があり、八潮市議会定例会において審議・審査を行った。

(参画の原則)

第5条 行政は、市民に対して参画の機会を保障することを原則とする。

【説明】

まちづくりの様々な場面に市民が積極的に関わることは、自立した自治運営を進める上で非常に大切な要素であるといえます。

そのため、市民が参画をすることができる環境を整える必要があることから、行政は参画の機会が損なわれることがないように、保護し守っていかねばならないことが原則であることを規定しています。

社会情勢の変化

- 年々、複雑となる市民ニーズの把握などに、市民の参画は不可欠となっている。
- 令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正されたことを受け、中川周辺地区において目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」の策定が必要となった。

条例に基づく取組

- 各審議会等の委員の選任に当たり、市民の公募枠を設け、市民の参画の機会を確保している。令和6年度は31の附属機関で委員を公募し、82人を委嘱している。

地域福祉計画推進委員会（地域福祉計画の策定や地域福祉に関する施策の推進）

高齢者保健福祉推進審議会（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定）

地域包括支援センター運営協議会（地域包括支援センター²の運営）

自立支援協議会（障がい者行動計画・障がい福祉計画の策定）

スポーツ推進委員

北部拠点まちづくり推進地区事業提案選定委員会

まちの景観と空家等対策推進協議会

社会教育審議会

青少年健全育成審議会 など

- 農業委員会委員の改選において、農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員会への参画を促すため、令和5年2月1日から3月1日までの間、一般公募を行うとともに、市内に居住する農業者による推薦や農業者が組織する団体その他の関係者に推薦の案内をした。

² 地域包括支援センター：保健師・看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が連携をとりながら、住みなれた地域で安心して暮らしていけるように、介護だけではなく、福祉・健康・医療など、様々な分野から総合的に高齢者とその家族の生活を支える地域の窓口。八潮市では、東部・西部・南部・北部の4か所に設置している。

- 各附属機関委員等における公募委員の任命や審議会等の開催日程や会議録の公表、参画・協働の進め方に関する市民活動推進委員会での意見聴取など、参画の機会拡充に取り組んでいる。
- 各種事業の推進にあたっては、パブリックコメントやワークショップや、アンケート等を活用した市民意見の聴取など、市民参画の機会の確保に取り組んでいる。

パブリックコメント

- 令和5年度：7計画等で実施・意見は408件（八潮市学校給食ビジョン（案）：399件）
 - 令和6年度：8計画等で実施・意見は24件
- ※八潮市行政手続条例による規則等の意見公募件数を除く。

ワークショップ・アンケート等

- 地区計画策定のため、農地所有者に対するアンケート調査・地域協議の開催、地域計画（案）の公告・縦覧
- 公園・緑地の整備や「八潮市緑の基本計画」の改訂に当たり、業務の初期段階からワークショップやアンケート等を実施
- 鶴ヶ曾根・二丁目土地区画整理事業地区において、換地処分に向けて新しい町界・町名などについて、地元町会の代表者などによる検討会や地区内の居住者などを対象としたアンケート等を実施していく旨を周知

成果・効果等

- 年々、複雑となる市民ニーズの把握などに、市民の参画は不可欠となっており、審議会等の公募委員などから意見を聴取し、それらを行政に反映させる方策の必要性が高まっている。また、市民の参画により様々な意見をいただくことで議論が深まり、計画等の充実が図られるなど、多様な施策への展開に繋がっている。
- 事業者（パートナー企業）の選定において、単に産業施設の立地誘導を図るだけでなく、市民ニーズ・地域への貢献の意欲がある事業者を選定できる。
- 公園等の整備後、ワークショップに参加した町会等と維持管理協定を締結するなど、継続した市民参加が図られている。

(協働の原則)

第6条 市民、市議会及び行政は、協働を基本としたまちづくりを原則とする。

【説明】

市民、市議会及び行政は、それぞれの役割と責務に基づいて、お互いの立場を尊重し、共通の目的の達成に向けてお互いに協力し合う「協働」を基本としたまちづくりに取り組むことが原則であることを規定しています。

社会情勢の変化

- 市民ニーズが多様化・複雑化している。
- 市民のまちづくりへの参画、協働を推進している。
- 少子高齢化が進む中、本市の人口は、八潮駅周辺を中心に、高齢者だけでなく子育て世代の人口も増加傾向である。
- 生活困窮やひきこもりの状況にある家庭、介護や子育てなどの悩みや不安を抱えながらも周囲の協力を得ることができない家庭なども増加している。
- 核家族化の進行等により近隣住民とのつながりや地域での助け合いは、今後、ますます重要となるが、コミュニティ活動の担い手不足や担い手の高齢化が進むことなどから、地域の支え合いの機能が低下しており、周囲から協力を得る状況が難しくなっている。
- 近年、「8050 問題³」や「ダブルケア問題⁴」、18 歳未満の子どもが家族のケアを担う「ヤングケアラー問題」など、1 世帯で複数のリスクを抱える問題が生じている。
- つくばエクスプレス開業後、八潮駅を中心にマンションが建ち並ぶなど、急速に市街化が進展しており市内の農地は減少傾向にある。一方、安全・安心な野菜を求める市民ニーズや、安定的な農業経営と後継者の確保・育成を図る観点などから、地産地消の推進、八潮産農産物のブランド化などに対する取組の強化が求められるようになっている。
- 令和4年に（仮称）外環八潮スマートインターチェンジが事業化されたことに伴い、北部拠点まちづくり推進地区内のまちづくりに関する機運がより一層高まっている状況である。当該区域においては、周辺環境に配慮しながら産業施設の立地を目指すこととしており、周辺住民にとってより良い施設が誘導されるよう、協働のまちづくりを推進する必要がある。

³ 8050問題：80代の親と50代の子どもが同居し、親の年金や資産に依存して生活している世帯で生じる社会問題。特に、子どもが長期間ひきこもり状態にある場合や、病気等により安定した就労が困難で、自立が難しいケースが多い点が特徴

⁴ ダブルケア：子育てを行っている方（世帯）が、同時期に親の介護も担う状態。晩婚化等に伴う出産時期の変化や家族構成の変化に伴って、全国的に課題となっている。

条例に基づく取組

- 共催（行政目的達成のため市自らも実施すべきと判断したとき行うものであり、費用の分担・人的協力・責任の分担等が伴うもの）、後援（社会公益の実現に大きく貢献すると認められるときに行うものであり、その開催行事の実施を援助するもの）について、「八潮市共催等名義使用承認に関する事務取扱要綱」に基づき、実施している。

	令和5年度	令和6年度
共 催	43件	34件
後 援	156件	168件

- 令和3年度に策定した第3期八潮市地域福祉計画（計画期間：令和4年度～令和8年度）において、共通理念を「地域における多様な主体がそれぞれの役割を担いながら協働し、福祉の力を高める地域づくり」としており、多様な主体による協働を図ることで地域の課題を共に解決していく取り組みを推進している。
- 八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例（平成23年条例第9号）第3条基本理念に位置付けるとともに、第4章において「参加と協働のまちづくり」を規定し、まちづくりに関する市民の協働の機会を創設している。
- 八潮市議会基本条例第4条で「市民参加及び市民との連携」について規定し、「協働」を基本としたまちづくりに努めている。
- 様々な農業関係団体や商工団体などと協働し、地産地消、八潮産農産物のブランド化に向けた各種イベントの開催や、団体との連携による農業振興事業の実施などに取組んでいる。（枝豆まつり、農業体験、農業祭などのイベントを関係団体と協働で開催・八潮市園芸協会、八潮市地産地消推進協議会などの関係団体を通じた各種事業の実施）
- 協働のまちづくりが推進されるよう周辺住民等の様々な主体が参加する地元マネジメント組織（北部拠点まちづくり推進協議会）が設立され、市と意見交換が行われている。また、地元マネジメント組織（北部拠点まちづくり推進協議会）に対して補助金を交付し活動を支援している。
- 町会、自治会等の団体と公園等維持管理協定を締結し、清掃・除草などの維持管理に参加してもらい、協働によるまちづくりを推進している。
- やしお市民大学の運営は、市民大学卒業生で構成されているNPO法人と行政との協働で実施している。
- 青少年健全育成事業については、市民団体との協働により非行防止活動や野外体験活動、青少年が参加できる各種事業を実施している。
- 文化活動推進事業については、市民団体である文化協会との協働により文化祭、美術展、音楽祭、書道展等を実施している。

成果・効果等

- 各種イベントの開催では、多くの来場者があった。
- 第3期八潮市地域福祉計画については年度毎に検証を行い、関係課・機関へフィードバックを実施している。様々な意見をいただくことで議論が深まり、地域福祉計画の内容の充実が図られ、多様な福祉施策への展開につながっている。
- 外国人市民への日本語学習支援については、ボランティア団体の主体的な活動を行政がサポートする協働の取組が進んでいる。
- 八潮産野菜のブランド化では、農業者の協力を得て、枝豆シールを作成・貼付することで、認知度の向上につながっている。
- 農商工連携事業では、八潮産じゃがいもを八潮市内の工場でポテトチップへの製品化に繋げるなどの取組を通じ、年々市民等に対し八潮産農産物の良さや地産地消の重要性などが浸透してきている。
- 清掃、除草などの維持管理を通して、公園等に関心・愛着を持ってもらうことができている。また、維持管理においても、一層の充実が図られている。

(情報共有の原則)

第7条 市民、市議会及び行政は、市政に関する情報（以下単に「情報」という。）を共有することを原則とする。

【説明】

本市のまちづくりを進めていくためには、市政に関する情報を市民、市議会及び行政が共有することが不可欠です。また、市政に関する情報は共有の財産として、相互に活用することが原則であることを規定しています。

社会情勢の変化

- 情報提供方法（媒体）が多様化している。
- SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などの普及により、さらに情報が身近になる一方、情報自体の信憑性など内容も玉石混交となり、受け手の取捨選別の力が強く求められるようになってきている。行政情報については適時適切に情報提供することで、正確な情報が共有でき、正しい判断につながるもので、市民の情報に対する意識も年々高まってきている。
- 65歳以上の市民を対象に令和2年4月に実施した「高齢者実態調査」において、介護保険サービス等の情報は、市の広報紙や家族や友人など、身近な人たちから情報を入手している場合が多いという結果が出ている。

条例に基づく取組

- 市ホームページや広報紙、メールサービスを活用し、各種施策の周知・広報に努めている。
- 暮らしに関する各種手続きや、健康・医療・福祉の情報、行政サービスなどを掲載した「やしおしくらしのガイドブック」を発行し、全戸配布及び転入者へ配布した。
- 高齢者の健康と生活の支援に関する各種サービス等の情報については、パンフレットを作成し、関係機関で提供できる体制を構築している。
- 商工行政及び観光行政に関する情報をまとめた「商工だより」を発行し、商工業者だけでなく広く情報発信している。
- 農業ニュースを発行し、情報の提供・共有に努めている。また、農業関係団体での会議の場において、適宜必要な情報提供を行っている。
- 事業の進捗状況等については、回覧物（北部地区まちづくりニュース）を定期的に発行するなど、複数の媒体を通じて誰もが閲覧が可能となるよう努めている。
- 土地区画整理事業について、「街づくり瓦版」や「街づくりニュース」の発行、市ホームページによる情報提供を行い、情報を共有した。

- 八潮市緑の基本計画において、緑に関する啓発、情報の提供、発信の充実を図ることを定めており、市民の緑に関する活動を普及させるため、ワークショップ等を開催した際の現状報告や、広報、ホームページ等による情報の提供・発信の充実に努めている。
- 第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画における基本方針として、「情報アクセシビリティ⁵の推進」を掲げている。特に、視覚障がいや聴覚障がいのある人を対象に、情報の入手やコミュニケーションの困難に対する意思疎通の支援に努めている。
- 日本語が得意ではない外国人市民でも情報が取りやすいように、多言語による情報提供に努めている。また、市ホームページの多言語化や関係課の窓口に自動翻訳機を配置するなど、外国人市民に対しても適切な情報提供・情報共有が行えるよう取り組んでいる。
- 本会議や委員会の傍聴をはじめ、広く議会を公開している。また、「八潮市議会基本条例」第4条において、議会の活動に関する情報公開・共有を徹底することを明示しており、市議会ホームページや市議会だより、やしお840メール配信サービスを活用し、定例会・臨時会について報告する等、情報の周知とその共有化に努めている。新庁舎移転後は本会議の録画配信、ライブ配信を行っている。

成果・効果等

- 集約した情報を一つの冊子にまとめることで、情報伝達を効率化した。
- 地域福祉の情報が共有されることで事業の進捗状況が確認され、また、市民から意見をいただくことでよりよい事業となる効果が見込まれるほか、地域福祉意識の高揚が図られる。
- 外国人市民の来庁が多い窓口に自動翻訳機を配置することにより、外国人市民に対し、市の情報提供・情報共有を効率的・効果的に行えるようになった。
- 物価高騰や原油価格上昇を踏まえた、国・県をはじめとする経済対策を中心に、迅速かつ正確な情報を公開し情報共有を図ることで、支援が必要な事業者の円滑な利用に寄与することができた。
- 八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例第53条に規定されている「緑と花いっぱい運動」については、広報、ホームページ等による定期的な情報提供により、活動団体数及び活動回数ともに伸びている。
- 様々な媒体を活用して市議会の情報を発信し、特にライブ配信及び録画配信を行うことで、市民が時間や場所を選ばず、会議における決定の過程をより具体的に知ることができるようになった。

⁵ 情報アクセシビリティ：年齢や障害の有無等に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいう。令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が成立・施行された。

(情報公開の原則)

第8条 市議会及び行政は、市民に対して情報を迅速かつ適切に公開することを原則とする。

【説明】

この条では、前条(第7条)の情報共有の原則を実現するために前提となる情報公開について規定しています。市議会及び行政が保有している情報を積極的に公開していかなければ、情報共有は成立しません。

市民に情報を伝えるためには、時機に応じた迅速な対応が求められます。

また、公開に当たっては、必要に応じて説明するなど説明責任を果たすことも必要であるとともに、情報を必要としている市民の手に確実に届く方法で情報発信していく必要があります。

なお、市政に関する情報には、個人情報が含まれていたり、法令等で公開してはならないと定められていたりするものもあることから、適切な取扱いが求められています。

社会情勢の変化

- インターネットや SNS の普及により、情報提供の手段は大幅に拡大している。また、市民も情報公開に関する知識や意識が高まっていることから、的確な時期、方法等を捉えた市政情報の提供が求められている。
- 個人情報法保護法の改正をはじめとする個人情報の取扱いが厳正化されている。
- 行政の透明性、説明責任に対するニーズが高まっている。

条例に基づく取組

- 八潮市情報公開条例第28条の規定に基づき、広報、パンフレット、リーフレットなどにより、積極的に市政情報の提供、説明責任等を果たすよう努めている。なお、市政情報に、個人情報が含まれていたり、法令等で公開してはならないと定められていたりするものについては、八潮市情報公開条例又は八潮市個人情報保護法施行条例により、実施機関ごとに適切な取扱いを行うよう、制度の運用を図っている。
- 市民が必要な情報を適宜受け取れるよう、広報紙や市ホームページ、やしお 840 メール配信サービス、SNS を活用し、行政情報の提供に努めている。
- 広報紙の発行に合わせてキッズ広報紙を発行したことで、こどもへの行政情報の提供に努めている。
- 第3期八潮市地域福祉計画においては、「市民のコミュニティ活動への参加・参画の促進」「地域福祉意識の普及啓発」等の施策を推進するため、周知・広報を行うこととしている。
- 商工行政及び観光行政に関する情報をまとめた「商工だより」を発行し、商工業者だけでなく広く情報発信をしている。

- 八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例（平成 23 年条例第 9 号）第 7 章の開発事業の手續において、開発事業の進捗過程に関する縦覧制度を創設し、市民への周知に努めている。
- 北部拠点まちづくり事業の進捗状況等については、ホームページのほか、回覧物（北部地区まちづくりニュース）を定期的に発行するなど、複数の媒体を通じて誰もが閲覧が可能となるよう努めている。
- 議決結果をはじめ、市議会における情報をホームページで迅速に情報提供している。また、市議会だよりにおいて、定例会や臨時会の概要を報告するなど議会の情報を広く公開している。さらに、令和 6 年第 2 回定例会からは本会議のライブ中継も行っている。情報発信の方法が多様化する中で、住所の表記等、個人情報の取扱いに当たっては配慮している。

成果・効果等

- 市ホームページのブランディングエリア⁶を活用し、緊急性の高い情報や市民に広く周知する必要がある情報を分かりやすく提供することができた。やしお 840 メール配信サービス及び LINE などの SNS を活用し、積極的な情報発信を行うことができた。このほか、市議会定例会に伴う記者会見を年 4 回行い、その他随時の情報提供を行った。
- 地域福祉の情報が迅速かつ適切に公開されることで、市民が正しい情報を必要とする時に確認することができ、地域福祉の向上が図られるほか、常に迅速かつ適切に情報を公開し続けることで行政の広報に対する信頼度が高まる。
- 計画等の策定に当たっては、パブリックコメントを実施しており、その際には計画案等を分かりやすく周知している。
- 物価高騰や原油価格上昇を踏まえた、国・県をはじめとする経済対策を中心に、迅速かつ正確な情報を公開し情報共有を図ることで、支援が必要な事業者の円滑な利用に寄与することができた。
- 本会議のライブ中継により、リアルタイムで議会の様子を見てもらうことができるようになった。また、議場内ではモニターへの字幕表示を行うことにより、聞こえに不安がある方にも傍聴がしやすい環境を整えた。

⁶ ホームページのブランディングエリア：ホームページ上の特定のエリア（通常はトップページの上部）を指し、市町村や企業等のブランドイメージや価値を最も効果的に伝えるためにデザインされた空間のこと。

・ 第3章 まちづくりの基本原則

(子ども)

第9条 子どもは、未来の担い手として尊重されなければならない。

2 家庭、学校及び地域並びに市民、市議会、行政その他関係機関は、連携を図りながら協力し、子どもの健全な育成に努めるものとする。

【説明】

子どもの権利をいかに認めていくか、子どもが健全に成長する環境を保障される主体であるべきという理念・目的を踏まえ、未来を担う子どもを大切にしていきたいという思いを込めて「子ども」の条文を設けています。

- ① 子どもは、国籍や民族、障がいの有無に関係なく地域社会の一員としてその人権や、教育を受ける権利を尊重され、また、将来に向けて個性豊かに育てほしいとの思いを込めています。
- ② 子どもを取り巻く環境の悪化が指摘される中、子どもの健全育成には、保護者だけではなく、学校、地域、その他の市民、市議会、行政などが連携・協力することが必要であることを規定しています。

社会情勢の変化

- ・ 令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、こども施策を総合的に推進するため、基本的な方針等を定めた「こども大綱⁷」が令和5年12月に閣議決定された。
- ・ 共働き世帯の増加や保護者の就労形態の変化等に伴い、保育ニーズは高い水準で推移しており、待機児童を解消するとともに、多様な保育ニーズへの対応が求められている。また、障がいなどの個別的な配慮を必要とする児童等の対応が求められている。
- ・ 共働き世帯の増加や保護者の就労形態の変化等に伴い、学童保育ニーズは高い水準で推移しており、学童保育の拡充と保育の質の向上が求められている。
- ・ 令和元年に国の GIGA スクール構想⁸が策定され、その直後の新型コロナウイルスの感染拡大も背景に、実際の教育現場において1人1台端末を活用したオンライン学習やリモート学習⁹が開始された。また、プログラミング教育の導入をはじめ、学習活動におけるICTの活用が一層拡大している。

⁷ こども大綱：こども・若者の権利を擁護し、個性や多様性を尊重しつつ、遊びや学びを通じて健やかに成長できる「こどもまんなか社会」の実現を目指すものであり、こどもや若者の視点に立って、成長環境をつくり上げ、最善の利益を図ることを推進している。

⁸ GIGA スクール構想：1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校 ICT 環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的としている。

⁹ リモート学習：パソコンやタブレットを使い、インターネットを介すことで、自宅にいながら遠隔で授業や講義を行える形態

- 社会の変化に伴い、教室で学ぶ子どもたちの多様性が一段と広がる中で、子ども一人ひとりの「深い学び」を如何に保障するかが大きな課題となっている。現行学習指導要領が掲げる主体的・対話的で深い学びの実現は道半ばであり、その質を一層高める必要がある。こうした状況を踏まえ、文部科学省の令和7(2025)年9月の論点整理では、多様な子どもたちの学びを確かなものにするため、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りでできる力をみんなで育むという方向性が示された。
- 二度と食中毒事故を発生させないために、衛生管理が徹底された安全・安心な学校給食の提供が求められている。
- インターネットの普及によりネット依存症やSNS利用のトラブルなどから生活習慣の乱れなどが起こり、家庭で子どもとコミュニケーションを取る時間が減り、地域行事等への参加も減少している。

「こども」表記の推奨について（依頼）【抜粋】

令和4年9月15日 内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室 事務連絡

「こども」表記の判断基準について

こども基本法（令和4年法律第77号）において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義している。

同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記をしている。これを踏まえ、下記の判断基準により、行政文書においても「こども」表記を活用していく。

記

- (1) 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。
- (2) 特別な場合とは例えば以下の場合をいう。
 - ①法令に根拠がある語を用いる場合 例：公職選挙法における「子供」、子ども・子育て支援法における「子ども」
 - ②固有名詞を用いる場合 例：既存の予算事業名や組織名
 - ③他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合 例：子供期・現役期・高齢期のライフサイクル

条例に基づく取組

- こども基本法及びこども大綱の理念を踏まえ、令和7年3月に八潮市こども計画を策定した。計画では、こどものライフステージに応じた切れ目のない支援を軸に、教育・保育環境の充実、家庭や地域への支援強化、こども自身が参画できる仕組みの構築などについて位置付けている。
- 「こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉が一体となり、切れ目のない相談支援を実施している。
- 待機児童の解消に取り組むとともに、多様な保育ニーズへの対応として、延長保育、送迎保育、一時預かり保育等の保育内容の拡充に取り組んでいる。
- 障がい児保育需要が増加傾向にあることから、障がい児の受入体制や心身障がい訓練施設の拡充に取り組んでいる。

- 学童保育所の拡充と保育の質の向上に取り組んでいる。
- 小中一貫教育を軸に八潮スタンダード¹⁰を基盤として、児童生徒の「深い理解」を促す授業設計を推進し、自ら学ぶことのできる児童生徒の育成を図っている。
- 学校運営協議会を柱として、学校と子ども・家庭・地域が連携し、地域の実態や特色に応じた教育活動の充実を図っている。
- 学習系ICT機器、ソフトウェア等に係る経費の執行を行い、教育環境の充実を図っている。
- 道徳科を要とし、多様性を受け入れ他者を尊重する態度を育成し、「八潮市みんなでいじめをなくす条例」に基づく「いじめ撲滅」に資する授業を展開している。
- こどもの健全な育成に努めるため、安全・安心な学校給食の提供に努め、給食時間等を通して食育活動を推進している。具体的には外部専門機関による衛生検査を年3回行い、学校給食提供事業者及び学校へのモニタリングを実施することで衛生管理が徹底されているかチェック体制の充実を図っている。また、児童生徒に対し、将来にわたり心身ともに健康で過ごすためには毎日の食事が大切であることを給食時間等を活用し、食に関する指導を行っている。
- 家庭、学校及び関係団体等との連携により、青少年の健全育成を目的として非行防止街頭キャンペーンや親子名作映画会、講演会、青少年の主張大会等を開催している。また、図書館においては「おはなし会」や「朗読会」等を実施している。

成果・効果等

- 八潮市こども計画の基本的な考え方として、「こどもも 親も 輝けるまち やしお」を計画の基本理念を掲げるとともに、こどもの権利について、「こどもの権利の考え方」と「家庭や教育機関、地域社会の役割」を明示した。
- 「こども家庭センター¹¹」の設置により相談体制の充実が図られ、保護者の育児不安の軽減、児童虐待の予防や早期発見につなげている。
- 多様な保育ニーズに対応するため、民間保育施設への働きかけを含め、多様な保育ニーズの拡充に取り組んでいる。
- 公立保育所においては、職員の専門性の向上を図り、心身の発達に障がいや遅れがある児童の受入れを行っている。
- 公設公営5か所、公設民営（指定管理者制度）3か所及び民設民営7か所の学童保育所を整備している。民設民営のうち1つは八潮駅周辺の学童保育需要の増加に伴い、令和7年4月から民設民営の学童保育所である「おおぜのもり学童クラブ（定員30人）」を開所した。

¹⁰八潮スタンダード：令和2年度から実施された新学習指導要領の趣旨（知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力・人間性等の涵養）を生かした「主体的・対話的な深い学び」の実現を目指している。

¹¹こども家庭センター：市区町村の母子保健機能と児童福祉機能が一体的に妊産婦や子育て家庭への相談支援を行い、早期から切れ目のない包括的で継続的な支援を実施することを目的としている。

- 令和6年度実績で公設公営5か所の学童保育所で延べ3,116人、公設民営（指定管理）の学童クラブ3か所で延べ2,001人、民設民営の学童クラブ5か所で延べ4,188人、合計9,305人の利用があり、児童に放課後の適切な遊び場及び生活の場を提供できた。
- 市内全小・中学校で「八潮スタンダード」をもとにした授業が展開され、「深い理解」を促す授業改善も進んできた。主体的・対話的で深い学びの充実が図られ、学力調査における学力も向上している。
- いじめの認知件数は増加したものの、その解消率もほぼ100%であり、様々な困難を乗り越え、自己を見つめ他者を尊重する態度が育っている。
- 子どもの声を反映した校則の改定やまちづくりが行われるなど、子どもを主体として学校・家庭・地域が連携した子どもの健全な育成が推進されている。
- 学習系ICT機器等については、授業や活用に支障が生じることがないように、適切に修繕、維持管理等を行うことができた。授業支援ソフトウェア等についても、積極的な活用を促し、授業内容の充実に資することができた。
- GIGA端末の更新についても、埼玉県共同調達会議に参加し、費用対効果の高い調達を行うことができた。
- 衛生管理については、上記の取り組み等の結果、衛生検査の実施結果では高い水準でクリアしており、安全・安心な給食を提供できている。食に関する指導については、年齢に応じて、話す内容や話し方を変えて、子どもたちが興味を引く内容の食育を行うことができた。
- 子どもが体験できる事業や家族で時間を共有できる事業を実施することによって、子どもたちの健全育成に努めている。

(安全・安心)

第10条 市長は、市民が安全で安心して生活を営み、又は活動を行うことができるよう必要な体制及び設備を整備しなければならない。

【説明】

市民は、安全で安心して生活を営み、活動を行う権利を有しています。

この条では、市民が安全で安心して生活を営み、活動を行うために、体制（町会・自治会、市民団体、関係諸機関等と行政が協力し合う体制）と設備（防犯、健康、福祉、交通安全等に関わる基盤整備）の必要性を規定しています。

なお、災害に関しては、第11条「危機管理」に記載しています。

社会情勢の変化

- 近年の物価高騰の影響等により、生活困窮者に対する支援がますます重要視されている。
- 65歳以上の市民を対象に令和5年3月に実施した「高齢者実態調査」において、令和2年度と比較し、高齢者のひとり暮らしや夫婦2人暮らし世帯が増加しており、総合相談件数が増加している。
- 高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれ、成年後見業務や社会的孤立防止対策の必要性が高まっている。
- 高齢者に関する特殊詐欺の被害や交通事故の死傷者割合が増えており、また、運転免許証を返納する高齢者も増えていることから、代わりとなる移動手段として公共交通に対する需要が高まっている。
- 交通事故や不審者による悲惨な事案は後を絶たない。
- 児童生徒の安全確保のためには、学校・家庭・地域の連携が一層重視されている。
- 安全・安心な農産物を求めるニーズが高まっており、地産地消の重要性が増している。こうした中、首都近郊という立地条件を活かし、新鮮さを売りにした野菜を中心に都内・県内各所の市場への出荷が見られるほか、農産物直売所、スーパーマーケットの直販コーナーや、インターネットによる出荷など、農業経営の手法も都市型農業へと変化している。
- 農業におけるSDGs¹²や脱炭素化を踏まえた取組など、持続可能性のある環境に配慮した取組も求められるようになっている。
- 二度と食中毒事故を発生させないために、衛生管理が徹底された安全・安心な学校給食の提供が求められている。

¹² SDGs：持続可能な開発目標。貧困、不平等・格差、気候変動による影響など、世界のさまざまな問題を根本的に解決し、すべての人たちにとってより良い世界をつくるために設定された、世界共通の17の目標

- 被保険者の利便性の向上を目的とし、令和6年12月2日以降、健康保険証からマイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）を基本とするしくみに全国的に移行した。
- 平成30年度から、脆弱な市町村国保の財政基盤を抜本的に強化するため、財政運営の都道府県単位化と都道府県と市町村の役割分担による運営、公的な財政支援の拡充が図られたが、少子高齢化の進展や被保険者数の減少や医療の高度化の影響による賦課額の減少などにより、依然として国保財政は厳しい状況が続いている。

条例に基づく取組

- 令和3年度に八潮市地域公共交通計画を策定したことから、計画に基づき様々な事業が実施できるように、公共交通の利便性向上や利用促進を図っている。
- 街頭キャンペーン（年4回）を実施し、交通安全の普及啓発に努めている。
- 交通安全大会を開催し、交通安全意識の醸成を図っている。
- 自転車の利用者に対し、一部補助するなどしてヘルメット着用の促進を行っている。
- 交通安全団体に対し、補助金を交付し活動の支援を行っている。
- 児童生徒の登下校時の安全確保のために、地域の方々が、交通指導員やスクールガードリーダー¹³、各校で組織する防犯パトロール・ボランティア協力員等として日常的に活動している。
- スクールガードリーダーや防犯パトロール・ボランティア協力員と定期的に連絡会を開催し、情報交換を行っている。
- 地域の高齢者が安心して暮らせるよう保健、医療、福祉、介護の相談のほか、消費者被害や虐待相談等、様々な相談に対応する総合相談窓口として、地域包括支援センターを日常生活圏域ごとに1か所ずつ、合計4箇所設置している。また、高齢者支援ネットワーク体制の充実、成年後見制度の活用、在宅医療・介護連携の推進等を実施している。
- 第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画における基本方針として、「安全で快適なまちづくりの推進」を掲げており、移動支援の充実を図り、市民の理解向上のためのヘルプマーク・ヘルプカードの配付等を行っている。
- 八潮市直売所連絡協議会や八潮市青耕会などを通じ、新鮮で安心な八潮産農産物の提供・販売を支援している。
- 環境に配慮した堆肥や有機質肥料の活用促進に向けた周知啓発などを行っている。

¹³ スクールガードリーダー：校内外での子どもの安心安全を確保し、拠点校を中心に巡回指導を行う地域学校安全指導員

成果・効果等

- 登下校の子どもたちの見守り活動を継続していることで、重大な事件・事故は発生していない。
- 日常の区画街路などの点検により、交通の安全確保が保たれている。
- 地域包括支援センターを日常生活圏域¹⁴ごとに1か所ずつ、合計4箇所設置し、高齢者の総合相談窓口として相談業務を行った。また、高齢者支援ネットワーク体制¹⁵の充実、成年後見制度の活用、在宅医療・介護連携の推進等を実施した。
- 八潮市直売所連絡協議会や八潮市青耕会への支援を通じ、新鮮で安心な八潮産農産物の提供が図られている。
- 定期点検での指摘事項や老朽化した部分の補修・更新を計画的に行うことにより、施設利用者が安心・安全に利用できている。

¹⁴ **日常生活圏域**：その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域。介護保険法により設定することとされている。

¹⁵ **高齢者支援ネットワーク体制**：地域を巡回している市民団体や事業所、または高齢者が立ち寄る事業所の協力により、支援を必要とする高齢者を見かけた場合に、市や地域包括支援センターへ連絡する見守り体制

(危機管理)

第11条 市長は、災害その他の市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対し、迅速に対応することができるよう体制の整備を図るとともに、総合的かつ長期的な対策を講じなければならない。

【説明】

市長は、市民の生命、身体、財産を守るために、災害などの不測の事態にも迅速に対応するための体制を整備するとともに、被害を最小限に抑えるための総合的な対策を講じなければならないことを規定しています。

なお、大規模な災害等が発生した非常時においては、本市だけでは対処しきれないことが想定されることから、非常時等に必要となる他の地方公共団体等との協力体制については、この条例の第26条「他の機関との連携協力」に規定しています。

社会情勢の変化

- 近年、気候変動等の影響により、風水害等の自然災害が激甚化、頻発化し全国各地で甚大な被害をもたらしている。また、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震の発生も高い確率で想定されている。
- 近年頻発している地震や大雨などによる大規模自然災害の発生に備え、災害時の医療体制や医薬品の備蓄・供給体制の構築に向けて、関係機関と連携を行う必要がある。
- 地震や豪雨等、自然災害の発生を防ぐことは難しいが、その被害を最小限に留めるために「自助・共助・公助」がますます重要になっている。
- 令和2年からの新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、感染症の発生に対する市民の危機意識が高まり、行政としての具体的な対応策が求められている。また、新型コロナウイルスを含む、新たな新型インフルエンザ等の発生に備え、消毒液、マスク等の防疫資材を計画的に備蓄し、緊急時の感染拡大の防止に迅速に対応できる準備が必要である。
- 北朝鮮により核開発や大陸間弾道ミサイル等の開発、繰り返されるミサイル発射により、緊張が高まりつつある。

条例に基づく取組

- 八潮市地域防災計画等の総合的な見直し、防災行政無線の更新、感染症に対応した避難所運営等の災害対応、八潮市総合防災訓練の実施、地区防災計画¹⁶作成の推進を行っている。
- 草加八潮医師会等の関係機関と災害時医療について、随時検討を行った。

¹⁶ 地区防災計画：地方自治体が策定する防災に関する基本的な計画で、災害対策基本法に基づいて作成されている。地域防災計画において定める事項は、災害の種類ごとに、予防・事前対策、応急対策、復旧・復興対策として行うべき事項とその実施責任についてである。

- 草加八潮医師会（杏の実会）、歯科医師会、薬剤師会の三師会と医療救護所参集訓練を実施した。
- 火災や水害にあった方に対し、災害見舞金や日本赤十字社の物資を支給するとともに、八潮市避難行動要支援者避難支援計画に基づき、災害時の要支援者等の情報共有を行っている。また、障がいのある人には「障がい者災害時支援バンドナの配布」や「障がい者のための防災・支援ガイドブックの配布」など、災害時に備えるための支援にも取り組んでいる。
- 第3期八潮市地域福祉計画においては、「市民の権利擁護支援体制の充実」、「地域生活を支える保健・医療・福祉の連携による支援の充実」、「地域における社会的孤立防止体制・対策の推進」、「生活困窮者支援の推進」、「避難行動要支援者¹⁷への支援対策の推進」などを行うこととしている。
- 市内農家のうち協力のある農地について、災害時に一時避難所や復旧用資材置き場等を想定した「災害時における避難場所利用協定」を締結している。また、自然災害発生時に、農地が身近にある安全な避難場所としての機能を発揮できるよう、市と農業協同組合や農地所有者とともに地域防災計画への位置付けなど、防災協力農地の普及に努めている。
- 八潮市と包括協定を結んでいる国土舘大学と連携し、「八潮こども防災マイスター育成プロジェクト」を実施している。防災の知識や救急救命の重要性について、小学校高学年の段階から学び、防災教育の充実を図っている。
- 災害時の活動の場となる、防災機能を有する公園について検討を進めるとともに、既存公園の老朽化に伴う公園施設の改修、再整備の際に防災施設の整備を行っている。
- 公共施設では、災害発生時に慌てず、安全かつ迅速に避難できるよう、利用者等も含めた避難訓練を行っている。
- 令和8年3月に新型インフルエンザ等対策行動計画を改定した。
- 新型インフルエンザ等の発生に備え、庁内及び関係機関との新型インフルエンザ等対策訓練を実施した。（令和7年度）
- 新型コロナウイルスワクチンについて、令和3年5月より一般市民向けの接種を開始し、令和6年4月より定期接種への移行に取り組んだ。
- 消毒液、マスク等の感染症に対する防疫資材について、より計画的な備蓄を行った。
- 本市では、Jアラート受信機の更新整備し、年に数回、Jアラートによる緊急情報の伝達訓練を実施している。

¹⁷ 避難行動要支援者：災害対策基本法において定義づけられた、高齢者、要介護認定者、重度の障害者、難病患者などのうち、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人

成果・効果等

- 地域防災計画及び業務継続計画の修正並びにハザードマップ等を作成した。
- 防災行政無線（固定系、移動系）のデジタル化し、難聴地域の解消を図った。
- 学校に設置している受水槽に蛇口の取付を行い、受水槽から取水できるようになった。
- 避難所へワンタッチパーテーション等の感染症対策資機材の充実を図った。
- 自主防災組織を主体とする地域防災力の向上が図られた。
- 自主防災組織 19 団体が地区防災計画を作成した。（令和7年3月末時点）
- 受講した児童生徒が「こども防災マイスター」として、学校における防災の推進役を担ったり地域の防災活動に参加したりするなど、防災意識の向上や地域の互助体制構築の一助となった。
- 災害時の一時避難場所や復旧用資材置き場等の確保に寄与している。
- 災害時医療体制について、行政と関係機関が検討を重ねることで課題に対しての共通認識を持ち、その対策を共に考える意識が醸成されている。また、行政が順次準備を必要とする項目がより具体的となった。
- 災害時に災害見舞金や日本赤十字社の物資支給、および生活困窮者への支援など、実際に困っている住民へ福祉サービスの提供がなされている。
- 災害発生時に必要となる、かまどベンチやマンホールトイレを公園内に設置することができた。
- 公共施設の避難訓練では、避難経路、誘導方法の確認をした。また、火災警報装置、消火器、屋内消火栓等の使用方法を習得した。
- 新型コロナウイルスの感染予防対策を通じ、庁内体制及び草加八潮医師会等との協力体制の構築等、その他の感染症が発生した場合の対応について、より具体的に準備することが可能となった。
- 消毒液、マスク等の感染症に対する防疫資材について、実際の使用期限等も考慮し、購入及び廃棄を計画的に実施することにより、必要な資材を必要な時に利用できる体制の構築に取り組んでいる。

(地球環境)

第12条 市民、市議会及び行政は、地球環境の保全及び改善が緊急の課題であることを認識し、人と自然とが共生できる持続可能な循環型社会の構築を目指し、積極的にこれを推進しなければならない。

【説明】

現在、地球規模で地球温暖化や水質汚染などの環境問題が発生しています。

このため、この条では、市民、市議会及び行政は、地球環境の保全や改善を緊急の課題であることを認識するとともに、廃棄物の減量や再生利用など持続可能な循環型社会の構築を目指し、積極的に取り組む必要があることを規定しています。

社会情勢の変化

- 国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した。また、地球温暖化対策計画において、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦することが示された。
- 近年、SDGsはもとより、カーボンニュートラルなど、地球環境に配慮した社会・経済活動への取組が強く求められている。特に、製造業が多い本市にあたっては、内燃自動車¹⁸からEV車への完全移行などに対する影響が懸念されており、産業構造の大きな変化に対応した取組が求められている。
- 近年、SDGsや脱炭素化を踏まえた取組など、持続可能性のある環境に配慮した取組も求められるようになってきている。

条例に基づく取組

- 八潮市環境基本計画に基づき、市内の良好な環境を保全するため、総合的かつ計画的な環境保全施策を推進している。
- 八潮市地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）において、市の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの排出削減に取り組んでいる。
- 再生可能エネルギーの利用の促進を図り、地球温暖化対策を推進するため、住宅及び事業者への太陽光発電システム等を設置するものに対し補助金を交付している。
- 国・県における地球環境に配慮した様々な政策などの動向を注視し、本市の産業構造への影響を踏まえた上で、必要な施策の立案に向け調査研究を進めている。
- 環境に配慮した農産物の栽培を目指し、堆肥や有機質肥料の活用促進に向けた周知を行っている。

¹⁸ 内燃自動車：従来型のガソリンや軽油など化石燃料を燃やして動力を得る自動車

- 環境などに配慮した農地の保全に向けた助成制度を設け、環境に配慮した農地の保全等を図っている。
- 八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例（平成 23 年条例第 9 号）第 3 条基本理念に位置付けている。
- 八潮市緑の基本計画に基づき、地域や生物にやさしいまちとするため、公園、緑地及び遊歩道等の整備や維持管理を行うとともに、民間施設における緑化を促進している。
- 議会では、意見書の提出などにより、市民要望の具現化に努めている。

成果・効果等

- 照明灯のLED化、紙の削減、公共施設の充実などの温暖化対策により温室効果ガスが削減された。
- 買い物時のマイバックの持参、ペットボトルの収集方法がレジ袋等からペットボトルのみ回収用ネット袋へ入れることにより、レジ袋の排出量が削減された。
- 国会及び関係行政庁へ意見書の提出を行った。

第4章 市民

(市民の権利)

第13条 市民(団体を除く。)は、個人として尊重され、良好な環境の中で安全で安心して生活を営む権利を有する。

2 市民は、自治の主体者として、参画の権利を有する。

3 市民は、市議会及び行政の有する情報について、知る権利及び必要な説明を受ける権利を有する。

4 市民は、行政サービスを受ける権利を有する。

【説明】

この条では、自治の主体者として市民が有している権利を明らかにしているもので、第1項の市民は、個人に限っており、第2項以降は、団体を含むものとしています。

① 市民は、一人ひとりが個人として尊重され、また市民同士もお互いに尊重し合わなければなりません。ここでは市民の権利として、最も基本的な事項を確認する意味で規定しています。

② 市民は、自治の主体者として市の政策に参画する権利があることを規定しています。

なお、この条例の第5条において、行政に対して「市民に対して参画の機会を保障することを原則とする」とし、市民、行政の双方から「参画の権利」を規定しています。

③ この権利は、情報公開及び情報共有の原則に基づくもので、市民が参画し、協働するための前提となる「知る権利」を保障し、必要に応じて説明を受ける権利があることを規定しています。

市民の知る権利は、情報公開、情報共有が適正に行われなければ保障されないため、条例第7条の情報共有、第8条の情報公開が推進されることが必要です。

なお、議会・行政が説明責任を果たすためには、情報公開だけではなく、市民にわかりやすい説明を加えることも必要であり、市民には説明を受ける権利があることを規定しています。

④ 市民は、行政サービスの提供を受ける権利があることを規定しています。

なお、これは、法令で行政サービスを受けることができる対象者が規定されている場合もあるので、すべての市民がすべての行政サービスを無条件に等しく受けることができるという意味ではありません。

社会情勢の変化

- 様々な社会情勢により、市民が良好な環境の中で安全で安心した生活を営むために守られるべき権利がより一層重要視されている。
- 高齢者のひとり暮らしや夫婦2人暮らし世帯の増加、核家族化の進行等により近隣住民とのつながりや地域での助け合いは、今後、ますます重要となる。
- 情報発信方法、受信方法が多様化している。

条例に基づく取組

- 複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、第3期八潮市地域福祉計画を中心とした施策により地域福祉の推進に取り組んでいる。
- 第3期八潮市地域福祉計画において、共通理念を「地域における多様な主体がそれぞれの役割を担いながら協働し、福祉の力を高める地域づくり」としており、この共通理念に基づき、第9期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、高齢者をはじめとした地域のあらゆる住民が安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指している。
- 八潮市環境基本計画に基づき、市内の良好な環境を保全するため、総合的かつ計画的な環境保全施策を推進している。
- 視覚障がいや聴覚障がいのある人等、情報の収集・使用の面で制約を受けている人に対しても、障がいの特性に十分配慮し、情報のバリアフリー化を進めている。
- 民生委員・児童委員や、ボランティア団体、当事者団体等に対する研修会等を通じて制度の周知を図っている。
- 日本語が得意ではない外国人市民でも情報が取りやすいように、多言語による情報提供に努めている。また、市ホームページの多言語化や関係課の窓口に自動翻訳機を配置するなど、外国人市民に対しても適切な情報提供・情報共有が行えるよう取り組んでいる。
- 八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例第7章秩序あるまちづくりの開発事業等の手続において、開発区域周辺の住民の求めに応じた開発事業者の説明義務や、市民による意見書提出の仕組みを規定している。
- 北部拠点まちづくりの進捗状況について、定期的な回覧及び説明会を実施している。
- 「八潮市議会基本条例」第4条において、「議会は、議会の活動に関する情報公開・共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、及び市民が議会活動に参加する機会を確保する」ことを規定している。なお、具体的な取組としては、議会だよりやホームページを活用した定例会・臨時会の概要の報告や、本会議のライブ配信がある。また、市民の声にも丁寧に対応している。

成果・効果等

- 地域福祉計画の内容の充実に向けた取り組み及び多様な福祉施策の適切な実施により、市民の権利保護が図られている。
- 第3期八潮市地域福祉計画において、共通理念を「地域における多様な主体がそれぞれの役割を担いながら協働し、福祉の力を高める地域づくり」としており、この共通理念に基づき、第9期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、住み慣れた地域で安心して暮らせるための取組を行った。

- 八潮市環境基本計画に基づき、市内の良好な環境を保全するため、総合的かつ計画的な環境保全施策を推進した。
- 市ホームページや広報紙、メールサービスを活用し、各種施策の周知・広報に努めている。また、高齢者の健康と生活の支援に関する各種サービス等の情報については、パンフレットを作成し、関係機関で提供することのできる体制を確保している。
- 令和5年度においては7件の案件についてパブリックコメントを実施し408件の意見が提出された。令和6年度においては、8件の案件実施し24件の意見が提出された（八潮市行政手続条例による規則等の意見公募件数を除く。）。
- 定例会（臨時会含む）毎に議会だよりを発行している。
- 議会においても、ホームページの情報について、迅速に更新している。
- 令和6年第1回定例会からの本会議の録画配信、令和6年第2回定例会からの本会議のライブ配信を行っている。

(市民の責務)

第14条 市民は、自治の主体者であることを自覚し、まちづくりに積極的に協力し、自治の推進に努めなければならない。

2 市民は、参画に当たっては、互いの立場や意見を尊重し、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。

【説明】

市民には、この条例の第13条で規定した権利が保障されると同時に、自治における責務を有していることについて規定しています。

この条は、市民の権利(第13条)に対応したものであり、権利に伴う義務について規定したものです。

① 市民は、自治の主体者であることを自覚するとともに、まちづくりに積極的に協力し、自治を推進していくことが求められていることを規定しています。

なお、市民が自治の主体者とする本市の自治基本条例にふさわしい表現として、また、まちづくりに協力することが難しい状況の人に配慮して「自治の推進に努めなければならない」と規定しました。

② 市民がまちづくりに参画をする場合は、お互いの立場や意見を尊重するとともに、自らの発言や行動に責任を持つことが求められています。

③ 市民が行政サービスを受けるには、そのために要する経費を^{まかな}賄うために、納税や受益者負担(分担金、使用料、手数料等)などの負担を分任すること、つまり経済的な負担が伴う場合があることを規定しています。

社会情勢の変化

- 近年、「8050問題」や「ダブルケア問題」、「ヤングケアラー問題」など、1世帯で複数のリスクを抱える問題が生じている。
- 生活困窮やひきこもりの状況にある家庭、介護や子育てなどの悩みや不安を抱えながらも周囲の協力を得ることができない家庭なども増加している。
- コミュニティ活動の担い手不足や担い手の高齢化が進むことなどから、地域の支え合いの機能が低下しており、周囲から協力を得る状況が難しくなっている。
- 平成29年6月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、地域共生社会の実現に向けた取組みの推進がひとつの柱とされている。
- 障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい社会の実現に向け、障がいのある人への支援のあり方は大きく変化してきている。
- 事業者に対し「合理的配慮」の提供を義務付けることなどを内容とする「改正障害者差別解消法」が、令和6年4月1日に施行されるなど、共生社会を実現するための取組を推進することが求められている。

条例に基づく取組

- 第3期八潮市地域福祉計画において、共通理念を「地域における多様な主体がそれぞれの役割を担いながら協働し、福祉の力を高める地域づくり」としており、この共通理念に基づき、第9期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、高齢者を始めとした地域のあらゆる住民が安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指している。

成果・効果等

- 第3期八潮市地域福祉計画において、共通理念を「地域における多様な主体がそれぞれの役割を担いながら協働し、福祉の力を高める地域づくり」とし、多様な主体による協働を図ることで地域の課題を共に解決していくこととしている。
- 第3期八潮市地域福祉計画において、共通理念を「地域における多様な主体がそれぞれの役割を担いながら協働し、福祉の力を高める地域づくり」としており、この共通理念に基づき、第9期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、住み慣れた地域で安心して暮らせるための取組を行った。
- 第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画（計画期間：令和6年度から令和8年度まで）において、基本理念として『ともに生き、ともに支え合う地域づくり』とし、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら地域で安心して自分らしく暮らせるよう、多様なニーズにきめ細かく対応するための施策を推進している。

(地域コミュニティ)

第15条 市民は、地域コミュニティ（町会、自治会その他のまちづくりに貢献する活動を行う団体をいう。以下同じ。）が自治の担い手であることを認識するとともに、これに参加し、協力するものとする。

2 市議会及び行政は、地域コミュニティを自治の担い手として位置付け、自主性及び自立性を尊重しつつ、その活動を支援するものとする。

【説明】

- ① 地域の特性を生かしたまちづくりを進めていく上で、地域コミュニティの役割はますます重要なものとなってきています。このため、市民は、町会、自治会や市民活動団体などの地域コミュニティが自治の担い手であることを認識し、それぞれの立場で参加し、協力するものとしています。
- ② 市議会及び行政には、地域コミュニティの自主性・自立性を尊重しながら、地域コミュニティの充実・強化を図るため、様々な支援を行うことを規定しています。

条例に基づく取組

- 町会自治会活動の紹介や周知、大規模集合住宅管理組合への自治会設立の働きかけや加入申込書の多言語版の作成など、八潮市町会自治会連合会と連携を図りながら加入率向上に取り組んでいる。
- 町会自治会が主体的に実施する町会自治会への加入促進を図るための事業に対して補助金を拡充するなどの支援を行っている。
- 八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例（平成23年条例第9号）第8章まちづくりの支援等において、市民等が行う活動を人的、金銭的に支援する制度を設けている。また、毎年予算の範囲内で対象団体等への助成している。
- 町会、自治会等の団体と公園等維持管理協定を締結し、必要な経費を支払うことなどにより活動を支援した。
- 市議会では、町会自治会活動の支援に努めている。

成果・効果等

- 清掃、除草などの維持管理を通して、地域コミュニティを自治の担い手として位置付け、自主性及び自立性を尊重しつつ、活動を支援することができた。
- 町会自治会が、自治の推進につながる活動を行っていることにより「安全・安心」な生活が確保されている。

第5章 市議会

(市議会の役割と責務)

第16条 市議会は、自治の基本理念にのっとり、市民の福祉の向上とまちづくりのために議会の権限を行使し、自治を推進しなければならない。

2 市議会は、市民に対し公正で透明性の高い開かれた議会運営に努めなければならない。

【説明】

- ① 地方分権の進展により地方公共団体には、自主・自立の自治運営が求められています。そうした中、市民を代表し、市民の意向を適切に市政に反映するなど意思決定機関としての市議会の役割は、ますます重要なものとなっています。
市議会には、条例の制定・改廃、予算の決定や決算の認定などの権限があり、行政の事務が適正に行われるよう監視するなどの役割も担っています。
市議会は、自治の主体者が市民であることを認識し、市議会の権限を適切に行使し、市民の福祉向上に努めるとともに、市民、行政とともにまちづくりを進め、更なる自治を推進しなければならないことを規定しています。
- ② 市議会は、この条例の第2章「自治の基本理念と基本原則」に規定した情報共有の原則（第7条）及び情報公開の原則（第8条）に基づいて、公正で透明性の高い開かれた議会運営に努める必要があります。

社会情勢の変化

- ・ 市民ニーズや地域課題の多様化・複雑化している。

条例に基づく取組

- ・ 条例の制定・改廃、予算の決定や決算の認定など議案や請願の審議・審査を行うほか、国会や関係行政庁に意見書を提出するなど、市民を代表し、市民の意向を適切に市政に反映する意思決定機関として活動を行っている。
- ・ 開かれた議会運営を行うため、議会の傍聴の機会について広報や傍聴ポスターにより広く周知している。また、市議会ホームページにおいて、本会議の会議録や議長交際費などを公開しているほか、令和6年第1回定例会からは本会議の録画配信、令和6年第2回定例会からは字幕付きのライブ配信を行っている。

成果・効果等

- ・ 定例会、臨時会における議案の審議・審査及び採決を行っている。
- ・ 国会や関係行政庁に意見書を提出している。
- ・ 様々な媒体を利用した広報活動を行っている。
- ・ 本会議のライブ配信及び録画配信を行っている。

(議員の責務)

第17条 議員は、市が直面する諸問題及び中長期的な課題を把握し、その解決のため、公正かつ誠実に活動しなければならない。

2 議員は、市民の意見を適正に市政に反映させるよう努めなければならない。

【説明】

- ① 市民の代表である議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、将来を見据えて中長期的な視点に立って、その問題・課題解決のために公正かつ誠実に活動する必要があることを規定しています。
- ② 議員には、自らの活動を通じて把握した地域の課題や市民の意見を総合的な視点に立って適正に市政に反映させることが求められています。

社会情勢の変化

- 市民ニーズや地域課題の多様化・複雑化している。

条例に基づく取組

- 議案等の審議や審査、一般質問等を通し、市における諸問題や課題の把握と解決に努めている。また、行政視察を行い、先進市の事例研究等にも取り組んでいる。
- 意見書の提出や決議により、市民の意見を反映することに努めている。

成果・効果等

- 定例会、臨時会における議案の審議・審査及び採決を行っている。
- 各種委員会、各会派における他市への行政視察を実施している。
- 国会や関係行政庁への意見書の提出している。

第6章 行政

(市長の責務)

第18条 市長は、市民の信託にこたえ、自治の基本理念にのっとり、公正かつ誠実に市政を執行し、自治を推進しなければならない。

2 市長は、効率的かつ効果的な行政運営に努めなければならない。

【説明】

- ① 市長は、市の代表者として市民の信託を受け、その地位や権限を与えられています。市長は、そのことを認識し、自治の主体者である市民のために、市民、市議会とともにまちづくりを推進するとともに、公正かつ誠実に市政を執行し、自治を推進しなければならないことを規定しています。
- ② 市長は、総合計画などに基づいて計画的に事業を実施するとともに、行政評価などの結果を踏まえて事業の検証や見直し等を行い、効率的で効果的な行政運営に努めなければならないことを規定しています。

社会情勢の変化

- ・ 運動不足やストレスの解消の場として公園等のオープンスペースの需要が増加している。

条例に基づく取組

- ・ 市長の4期目の「公約」として「安心・安全・未来のために！住みやすさナンバー1のまちへ」を掲げている。今後、以下の取組を進めいく。
 - ①子育て世代が多く住むまちとしてのニーズに応え、さらに子育て支援、小児医療などの充実を図る
 - ②義務教育のレベルアップ、「小1の壁¹⁹」の解消、安全でおいしい給食の提供など、教育への取組を加速
 - ③治水、治安…安全・安心への政策を総合的に推進します。地域産業を支えるために積極的にサポートも
 - ④お年寄りが元気で生き生き暮らせるまちを目指し、健康寿命の延進、交流の場づくりなどを進めます
 - ⑤「住みやすさナンバー1のまち」の実現に全力を尽くす！八潮に生まれ、育ち、暮らす、その誇りを感じられるまちに

¹⁹ 小1の壁：こどもが小学校に入学するタイミングにおいて直面するさまざまな課題や困難。保育所等における預かり開始時間に比べて小学校では登校時間が遅くなることにより、仕事と育児の両立が難しくなることから共働き世帯やひとり親世帯にとっては大きな問題となっている。

- 「共生・協働」「安全・安心」をまちづくりの基本理念に位置付け「住みやすさナンバー1のまち 八潮」及び「先端『健康』都市・八潮」の実現を目指し、第5次八潮市総合計画に位置付けられた各施策に取り組んでいる。
- 自治の基本理念に基づき、公正かつ誠実に職務を行うとともに、職務に必要な知識、技能等の向上に努めるなど、また創意工夫をもって職務を遂行している。

成果・効果等

- 自治の基本理念に基づき、公正かつ誠実に職務を行うとともに、職務に必要な知識、技能等の向上に努め、また、創意工夫をもって職務を遂行している。
- 条例に定められている通り、適切な執行に努めた。

(行政委員会の責務)

第19条 行政委員会は、その権限と責任において公平かつ公正に職務を遂行しなければならない。

2 行政委員会は、効率的かつ効果的な事務の執行に努めなければならない。

【説明】

- ① 行政委員会は、地方自治法等に規定された権限や事務の範囲内において、公平かつ公正に職務を遂行しなければならないことを規定しています。
- ② 行政委員会も市長の責務と同様に効率的で効果的な事務の執行に努めなければならないことを規定しています。

社会情勢の変化

- 少子化，核家族化，都市化，情報化，国際化による日本経済社会の急激な変化などを受けて，人々の価値観や生活様式が多様化している一方で，社会の傾向としては，人間関係の希薄化，地域社会のコミュニティ意識の衰退などの状況がみられる。市民ニーズも複雑化，多様化しており，限られた資源の中で行政サービスを提供するため効率的かつ効果的な事務の執行に努めなければならない。
- 地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により，地方公共団体における内部統制制度が導入された。令和2年4月から都道府県知事及び指定都市の市長には内部統制に関する方針の策定とこれに基づき必要な体制を整備すること等が義務付けられ，指定都市の市長以外の市区町村長も方針の策定や体制整備等に努めることとされた。近年では，行政サービスの適正な執行を確保し，事務処理のミスや不正を防ぐことを目的に，多くの自治体で内部統制の導入が進んでいる。こうした中，監査委員事務局の役割として，内部統制が適正に実行されているかを監査することで，自治体のガバナンス機能の一翼を担うようになっている。
- 農地法，農業委員会等に関する法律の改正により，農地利用の最適化を推進する体制の強化が求められている。

条例に基づく取組

- 教育委員会会議の運営に関し，主に次の事務等を行っている。
 - 教育委員会の規則等の改正の審議、附属機関の委員の委嘱、任命に関する審議、
 - 教育委員会の予算等の審議
 - その他当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務
 - 教育委員会の事務に係る点検・評価を行い、報告・公表
- 選挙執行に当たっては，一時的に事務量が膨大となることから職員体制の強化及び事務の見直し等を行い，効率化を図った。

- 職員及び教職員の人事異動、職員採用試験の実施、人事行政の状況等を把握するため、公平委員会の定例会を年2回開催するなど、人事行政の公平性・公正性の確保に努めている。
- 令和5年に任期満了に伴う八潮市農業委員会委員の改選が行われ、15人の委員が任命された。現体制のもと、農地法、農業委員会等に関する法律などの関係法令に基づき、原則として毎月1回総会を開催し、効率的かつ効果的な事務を執行している。
- 地方自治法第199条の規定に基づく定期監査をはじめ、例月出納検査、決算審査、財政援助団体等監査²⁰、健全化判断比率等審査等を実施するとともに、その結果について、市長等に報告し、是正・改善が図られるよう努めている。

成果・効果等

- 関係法令等に基づき、効率的かつ効果的な事務が執行できた。
- 教育委員会会議において、①教育委員会の規則等の改正の審議、②附属機関の委員の委嘱、任命に関する審議、③教育委員会の予算等の審議、④方針・計画等に関する審議等を行った。
- 教育委員会の事務事業に対する外部評価を実施し、報告書を議会に提出し、公表し、効率的かつ効果的な事務を執行している。
- 選挙時において職員の応援体制を整備したことにより、体制の強化及びノウハウの継承を行うことなどができ、効率的で効果的な事務の執行を図れた。
- 公平委員会としての人事行政の公平性・公正性の確保を通じて、職員の利益保護と公正な人事権の行使の保障に寄与している。
- 公正な監査の実施と結果の公表を通じて、市民の市政への信頼向上に寄与している。

²⁰ 財政援助団体等監査：普通地方公共団体が一定割合以上の出資を行っている団体、公の施設の指定管理者としている団体等について、必要があると認めるとき、または、市長の要求に基づき、当該財政的援助等に係る出納その他の事務が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査するもの

(市の職員の責務等)

第20条 市の職員は、自治の基本理念にのっとり、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努め、創意工夫をもって職務を遂行しなければならない。

3 職員の任命権者は、それぞれの職員の人材育成を図るとともに適正に指揮監督しなければならない。

【説明】

- ① 市の職員は、市長の補助機関として自治を推進する役割を担っており、市民が自治の主体者であり、市民及び市議会とともにまちづくりを推進するという本市の自治の基本理念を認識し、職務にあたる必要性を明確にしています。また、職員一人ひとりが市民の視点を意識し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならないことを規定しています。
- ② 市の職員は、市民とのコミュニケーション能力をはじめ、政策能力や法務能力など、全体の奉仕者として必要な知識や能力の向上に努めるとともに、業務のムダを省き効率化を図るため、創意工夫をもって職務を遂行しなければならないことを規定しています。
- ③ 市長その他の任命権者(市議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、公平委員会、農業委員会)は、効率的で効果的な行政運営を行うため、それぞれ職員の人材育成を図ることを規定しています。また、行政サービスの低下を招かないよう職員への適切な指揮監督を行わなければならないことを規定しています。

社会情勢の変化

- 市民ニーズが多様化、複雑化し、行政課題が増加している。
- 職員の年齢・性別・働き方等の多様化により内部環境が変化している。
- AIやRPA²¹といった技術の進展により外部環境が変化している。
- 高度複雑化した市民の期待に応え、よりきめ細かい行政サービスの提供や、効果的・効率的な行政運営が求められている。
- 平成30年度から、脆弱な市町村国保の財政基盤を抜本的に強化するため、財政運営の都道府県単位化と都道府県と市町村の役割分担による運営、公的な財政支援の拡充が図られたが、少子高齢化の進展や被保険者数の減少や医療の高度化の影響による賦課額の減少などにより、依然として国保財政は厳しい状況が続いている。
- 被保険者の利便性の向上を目的とし、令和6年12月2日以降、健康保険証からマイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を基本とするしくみに全国的に移行した。

²¹ RPA : Robotic Process Automation の略で、人間が PC 上で行っている業務を、ソフトウェアのロボットが人間の代わりに自動化し実行してくれるテクノロジーを指す。データの自動入力やレポートの作成などさまざまなビジネスシーンで活用が広がっている。

条例に基づく取組

- 自治の基本理念にのっとり、公正かつ誠実に職務を行うとともに、職務に必要な知識、技能等の向上に努め、創意工夫をもって職務を遂行している。
- 令和2年度から「会計年度任用職員制度」を導入し、常勤職員と非常勤職員の待遇差の解消に取り組んでいる。また、新規職員採用試験において、幅広く優秀な人材を採用するため、試験の内容や方法の見直しに取り組んでいる。
- 職員の人材育成のために、関係機関等が主催する研修会に積極的に参加させている。
- 職務に必要な知識習得のため、課内での情報共有を図るとともに積極的に研修等に参加し自己研鑽に努めている。
- 年度当初に研修計画を策定し、埼玉県や関係団体が主催する研修会、事務説明会に職員が計画的に参加している。
- 市民等からの要求に対応するため、上司、先輩職員からの知識の継承や専門分野の研修等に参加している。

成果・効果等

- 研修会への参加や情報共有などを行ったことで、職務に必要な知識等の向上を図ることができた。
- 将来の人材育成のため、女性職員を自治大学校に派遣し、キャリア育成支援を行っている。
- 公正かつ誠実に職務を遂行することができた。

第7章 行政運営の原則

(総合計画)

第21条 市は、自治の基本理念にのっとり、総合計画（総合的かつ計画的な行政運営を図るための最上位計画をいう。以下同じ。）を策定しなければならない。

2 市長は、総合計画の進捗状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。

【説明】

- ① 総合計画は、市の政策を定める最上位の計画であることから、市民が自治の主体者であり、市民、市議会、行政とともにまちづくりを進めていくという本市の自治の基本理念に沿って計画を策定することを規定しています。
- ② 総合計画は、その内容が本市を取り巻く社会状況などを踏まえたものであるかを常に検証し、その検証結果や計画の進捗状況などについては、市民に分かりやすく公表しなければならないことを規定しています。

条例に基づく取組

- 平成28年度に策定し、令和3年度に基本計画の見直しを行った「第5次八潮市総合計画」については、毎年度、実施計画の作成および行政評価を行うことにより、PDCAサイクルを意識した進行管理を行い、実施計画及び行政評価の結果について公表している。
- 令和8年度から令和17年度を計画期間とする「第6次八潮市総合計画」については、「第3期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を統合して策定した。

成果・効果等

- 令和3年度に見直した第5次八潮市総合計画においては、密接に連携している第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略を統合して策定しており、人口減少対策の取組や国が組織横断的な取組として掲げるSDGsの推進等について位置づけ、取り組んでいる。また、公募の市民を含む外部評価委員会で毎年度外部評価を実施している。

(財政)

第22条 市長は、総合計画を踏まえ、中長期的に財政を見通し、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

2 行政は、市が保有する財産を適正に管理し、効率的かつ効果的な運用に努めなければならない。

3 市長は、財政状況及び財産の保有状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。

【説明】

- ① 市長は、総合計画に定められた将来都市像の実現に向けて、限られた財源を効率的かつ効果的に活用していく必要があります。本市の政策は、総合計画に盛り込み、計画的に実施されています。そのため、総合計画を踏まえ、中長期的な財政見通しのもと、計画的に財政運営を行うとともに、健全財政に努めなければならないことを規定しています。
- ② 行政は、市が保有する財産を常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的で効果的な方法による運用に努めなければならないことを規定しています。
- ③ 市長は、財政運営に関する情報を市民に分かりやすく公表し、説明責任を果たすとともに財政運営の透明性を確保しなければならないことを規定しています。

社会情勢の変化

- 本市が所有する公共施設の多くは、築後30年から40年以上が経過し、老朽化の問題に直面しており、利用者である市民の安全・安心を最優先に確保するためにも、老朽化や耐震基準を満たしていないことが原因で事故が起きることのないよう、適切な維持管理及び整備を行っていくことが大きな課題となっている。
- 社会インフラの老朽化に起因する市民の安全・安心への関心が高まっている。
- 公共施設への市民意識（ニーズ）が変化している。
- 物価高騰・労務単価の上昇に伴い建設改良費が年々増加し続けている。(H28年の約1.4倍)
- 環境への配慮、バリアフリー化や多様性の推進による公共施設に対する社会的要請への対応が求められている。
- 近年の気候変動と関連した災害の激甚化、頻発化及び広域化等が発生している。
- 厳しい財政状況下において、将来にわたり継続して安定した行政サービスを提供できる財政基盤の確立や効率的で適切な資産管理を行うため、中長期的な視点を持ち、財政の健全化、自主財源の確保を図ることが求められている。

条例に基づく取組

- 計画期間を30年とする「八潮市公共施設マネジメント基本計画」については、10年ごとに見直すこととしており、令和8年8月からの計画実行に向けて現在見直しを行っている。また、計画期間が10年の「八潮市公共施設マネジメントアクションプラン」については、第2期アクションプランの策定に取り組んでいる。
- 「八潮市公共施設マネジメント基本計画」、「八潮市公共施設マネジメントアクションプラン」に基づき、公共施設の大規模改修や複合化に着手している。
- 市民共有の財産の適正な管理、活用について、未利用市有地及び跡地に係る活用方法の基本的な事項を定めるため、平成30年7月に「八潮市市有地活用基本方針」を策定し、随時活用を検討している。内部で活用意向のない未利用市有地および跡地については、市のホームページへ掲載・周知している。
- 本市の公共施設マネジメントに民間活力を積極的に導入するため、令和2年3月に「八潮市公共施設マネジメントに関する民間提案制度運用指針」を定め、市有資産の活用に関する民間へのサウンディング型市場調査²²を実施している。
- 公共施設の利用を促進するため、「八潮市公共施設概要一覧」を作成し、ホームページで公表した。
- これまで策定した諸計画を市のホームページへの掲載や各公共施設での縦覧等を通じ、公表している。
- 計画的で健全な財政運営を行うため、地方債の発行については、実質公債費比率等の財政指標を踏まえ、後年度への過大な負担につながらないように取り組んでいる。
- 財政状況等については、広報やしおや市ホームページを通じて、家計に例えるなど分かりやすい情報提供に取り組んでいる。

成果・効果等

- 計画の進捗管理について、公共施設マネジメント推進本部を組織し、全庁的な会議により関連計画に基づく取組について、議論・意思決定等の進捗管理を行う体制を整えた。また、施設の状況把握に関するチェックシートを作成し、施設管理担当課が定期的に劣化状況を把握する仕組みを定着させたことにより、公共施設の大規模改修や複合化について一部の取組を完了することができた。
- 市有地活用のフローが定まったことで、漏れのない未利用地等の把握による適正な管理と、活用に関する定期的な検討が実施されている。

²² サウンディング型市場調査：市有地などの活用方法について、公募により民間事業者から広く意見や提案を求め、事業への有用な意見やアイデアを収集することを目的とした、民間事業者と市との直接の意見交換による調査

- サウンディング型市場調査や未利用市有地および跡地の公開等を通じて、民間事業者への貸付け等の収入確保策に取り組み、一定の成果を上げた。
- 公共施設概要を分かりやすく公表することで、市内公共施設の利用率向上に資する周知ができた。
- 実質公債費比率は、平成4年度7.0%、令和5年度7.4%、令和6年度7.2%と、直近年度では改善したものの悪化傾向であり、また県内の自治体と比較すると高い水準となっていることから、更なる財政健全化に向けた取り組みが必要となっている。

(組織)

第23条 行政の組織は、市民にとって分かりやすく利用しやすいものでなければならない。

2 行政の組織は、社会経済情勢の変化並びに行政需要及び政策課題の変化に対応するため、必要に応じて見直すものとする。

【説明】

- ① 行政の組織（部、課、係など）は、市民にとって分かりやすく利用しやすい組織でなければならないことを規定しています。
- ② 行政の組織は、社会情勢の変化や市民ニーズに柔軟に対応できるよう機能的でなければならないことから必要に応じて行政組織の見直し等を行うことを規定しています。

社会情勢の変化

- 行政の組織については、地方自治法により、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的な組織であることが求められている。また、変化する社会経済状況、求められる行政需要、解決すべき行政課題に適切に対応できる組織運営が求められる。

条例に基づく取組

- 各部局の現状を把握するため、毎年度実施する庁内定数ヒアリングの内容を踏まえ、社会情勢の変化に伴い多様化する行政ニーズに適切かつ柔軟に対応することができるよう、組織及び職員定数を決定している。

成果・効果等

- DX推進のための情報政策課の新設やこども家庭センターの設置のため母子保健機能と児童福祉機能を集約したこども家庭部の新設などを行った。

(意見公募)

第24条 行政は、重要な政策の決定又は変更に当たっては、当該政策の案をあらかじめ公表し、市民の意見を求めるものとする。

2 行政は、市民の意見を求めた場合は、提出された意見を十分に考慮するとともに、その結果及び理由を公表しなければならない。

【説明】

- ① 行政は、重要な政策の決定又は変更するときは、事前にその案を市ホームページに掲載、市役所の「840情報資料コーナー」等に備え付けるなどの方法により市民に公表し、広く市民の意見を聴取しなければならないことを規定しています。
- ② 行政は、市民に意見を求めた場合には、提出された意見を十分に考慮し、処理結果（案に反映されたか否か、どのように反映したかなど）や理由を公表しなければならないことを規定しています。

社会情勢の変化

- ・ 近年、市民の市政に対する意識や市政参加への気運が高まっており、行政運営に当たっては、市民要望等を的確に捉え、市政に反映させることが重要となっている。
- ・ 幅広い世代がインターネットを利用するようになり、行政もインターネットを利用した情報発信を行っている現代においては、市民の行政に対する関心やそれに伴う市民の意見聴取や参画等のニーズがこれまで以上に高まっている。そのため、市民の意見聴取等に関する様々なルールについて、行政と市民が相互に正しく理解し、それらのルールに基づき、行政から市民に対し適切に意見聴取等の機会を設け、市民との協働によるまちづくりを更に推進していくことが求められている。

条例に基づく取組

- ・ 八潮市行政手続条例第37条の規定に基づき、規則等を定めようとする場合には、当該規則等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見の提出先及び意見の提出のための期間を定めて市民の意見を求めなければならないとしている。
- ・ 市では、特別な場合を除き、あらかじめ規則等の案を、広報、市のホームページ、840情報資料コーナー等に備え付けるなどの方法により広く市民に公表し、意見を求めるよう努めている。
- ・ 市の重要な計画等については、八潮市パブリックコメント手続実施要綱に基づき意見公募を行い、計画等の案の公表を市ホームページ、広報やしお、840情報資料コーナー、担当課窓口への備付け等により行っている。

令和5年度：7計画等で実施・意見は408件

(八潮市学校給食ビジョン(案)：399件)

令和6年度：8計画等で実施・意見は24件

- 新設小学校の校名については、令和5年度から2か年をかけて、附属機関での審議、市内在住・在勤者等を対象とした校名公募、新設小学校に係る学校の児童生徒を対象としたアンケート等により適切に検討を進めた。

成果・効果等

- 関係団体への意見聴取では、「商店会の振興施策の充実」「各個店（小規模事業者）への支援」「観光イベントへの支援」といった現状と課題などのほか、行政に求める要望などの把握ができた。こうした要望を踏まえ、令和3年3月に令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「八潮市産業経済振興基本計画第2次後期計画」を策定した。
- 個別説明会や意向調査による意見も反映することができ、今後の事業推進に効果的であった。
- 新設の「八潮市立花桃小学校」を市民に広く周知し、地元で愛着を持ってもらうため、市ホームページにこれまでの経緯を詳しく掲載するとともに、広報やしおに決定のお知らせを掲載したほか、「新設小学校開校準備だより」も発行した。その結果、校名が認知され、少しずつ市民にも浸透しているようである。

課題とその対応

- 議会での審議に影響を及ぼすおそれがあることから、条例の制定、改廃については、原則として意見公募の対象外としているが、八潮市立学校設置条例の一部を改正する条例について、意見公募を行わなかったことが自治基本条例に抵触するおそれがあるとの意見があった。
 - ⇒条例の制定、改廃についての対応が明示されている「八潮市パブリックコメント手続実施要綱の解説」の内容を一部見直すとともに「八潮市自治基本条例逐条説明書」に追記する。
- パブリックコメントの対象とする計画等の具体例が明示されているのは「八潮市パブリックコメント手続実施要綱の解説」であるが、市内部のみの取扱いのため、一般市民から確認することができない。
 - ⇒「八潮市自治基本条例逐条説明書」にパブリックコメント対象とする計画等の具体例を追記する。

(行政評価)

第25条 行政は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、市政全般にわたり行政内部及び外部による評価を行わなければならない。

2 市長は、評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、市政に反映するよう努めなければならない。

【説明】

- ① 行政は、効率的かつ効果的な市政運営を図るため、特定の事業だけではなく、総合計画に位置付けられたすべての事業について、その妥当性や効率性、公平性などの視点に基づいて評価を行う必要があります。
また、評価については、「Plan（計画）・Do（実施）・Check（評価）・Action（改善・見直し）」のマネジメントサイクルを実施するとともに、行政内部、市民及び学識経験者を含めた外部による評価を行うことを規定しています。
- ② 市長は、評価の結果を市民に分かりやすく公表し、評価の結果に基づいて事業を統廃合したり、必要な事業を拡充したりするなど、市政に適切に反映し、更なる効率的かつ効果的な行政運営を図ることを規定しています。

社会情勢の変化

- ・ 今後も効率的・効果的な行政運営が求められるとともに、市民との更なる情報共有が求められることから、より分かりやすく評価の結果を公表する必要がある。

条例に基づく取組

- ・ 行政評価として、PDCA サイクルに基づき、毎年度、事務事業評価、施策評価、外部評価を実施している。また、評価結果については、市ホームページ及び840情報コーナーで公表している。

成果・効果等

- ・ 行政評価の結果を公表することにより、市民との情報共有を図れた。

(他の機関との連携協力)

第26条 行政は、国、他の地方公共団体その他関係機関と連携を図りながら協力し、共通する課題に取り組まなければならない。

【説明】

行政には、地方分権の推進をはじめ環境問題や危機管理、各種の制度改正など、各地方公共団体が抱える共通の課題に関して国や県を含め他の地方公共団体や関係諸機関と連携・協力していく必要があることを規定しています。

社会情勢の変化

- 近年、「8050問題」や「ダブルケア問題」、「ヤングケアラー問題」など、1世帯で複数のリスクを抱える問題が生じている。
- 生活困窮やひきこもりの状況にある家庭、介護や子育てなどの悩みや不安を抱えながらも周囲の協力を得ることができない家庭なども増加している。
- コミュニティ活動の担い手不足や担い手の高齢化が進むことなどから、地域の支え合いの機能が低下しており、周囲から協力を得る状況が難しくなっている。
- 高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれている。
- 在宅医療・介護連携推進事業の取組みについては、平成26年の介護保険法改正により、平成27年度から全国的に市町村において行うものとされている。
- 障がいの重度化や障がい者の高齢化が進む中、親亡き後の地域生活への移行支援や、一般就労への移行促進など、社会の変化に伴う様々な支援が求められている。
- 障がいのある児童の早期発見・早期支援及び健全な育成を進めるため、保育、保健医療、教育委員会等との緊密な連携を図るとともに、障害のある児童の受け入れを促進することが重要となっている。
- 医療費が増大する中、糖尿病や高血圧、メタボリックシンドロームなどの生活習慣病予防や重症化予防のため、今後も他機関等と連携した取り組みが必要となっている。
- 新型コロナウイルスをはじめとする新たな感染症や大規模自然災害への対応のため、保健所、医療機関等との連携をさらに強化する必要がある。
- 平成30年度から、脆弱な市町村国保の財政基盤を抜本的に強化するため、財政運営の都道府県単位化と都道府県と市町村の役割分担による運営、公的な財政支援の拡充が図られたが、少子高齢化の進展や被保険者数の減少や医療の高度化の影響による賦課額の減少などにより、依然として国保財政は厳しい状況が続いている。
- 被保険者の利便性の向上を目的とし、令和6年12月2日以降、健康保険証からマイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）を基本とするしくみに全国的に移行した。

- 令和2年（2020年）4月には新型コロナウイルス感染から新しい生活様式となり、スポーツに対するかかわり方に変化が生じていることから、国・県をはじめとする関係機関や、各スポーツ・レクリエーション団体との連携の必要性が高まっている。
- 子どもの体力の低下や、成人のスポーツ実施率など、スポーツ・レクリエーションを取り巻く環境は変化する中、スポーツの役割が重要となっており、自治体だけでは対応できない状況が生じている。
- 物価高騰や原油価格上昇が続く中、国・県などにおける支援策が実施されているが、これまで以上に必要な人に迅速かつ正確な情報を提供し、共有するための取組が求められている。また、カーボンニュートラルをはじめ、SDGs（持続可能な開発目標）など、社会・経済情勢がより複雑・高度化しており、自治体だけでは対応できない状況が生じている。
- 農業者の高齢化・後継者不足により、農業の衰退が深刻化しているが、近年では農外からの新規参入希望者が増加傾向にあり、新たな人材を幅広く農業分野に受け入れることが必要となっている。こうした中、環境などに配慮した農産物の栽培や、都市型農業にあった収益性の高い農産物の導入など、より高度な農業経営を支援するため、これまで以上に関係機関との連携が求められている。
- 頻発する集中豪雨等の自然災害に備える必要がある。

条例に基づく取組

- 第3期八潮市地域福祉計画において、共通理念を「地域における多様な主体がそれぞれの役割を担いながら協働し、福祉の力を高める地域づくり」とし、多様な主体による協働を図ることで地域の課題を共に解決していくこととしている。
- 地域による高齢者の見守り体制として「高齢者の見守り事業」、「認知症高齢者の早期発見事業」の二つの機能をもつ、「八潮市高齢者支援ネットワーク体制」を実施し、地域の住民や事業所、医療機関、金融機関などの協力事業所による見守りや草加警察署等の各機関と連携を図りながら、支援が必要な高齢者の早期発見に取り組んでいる。
- 在宅医療・介護連携の推進にあたっては、県、草加八潮医師会、介護事業所等の関係機関と協力し取り組んでいる。
- 障がいの重度化・高齢化、緊急時を見据えた地域での居宅支援を図るため、コーディネーターを配置し、効果的な支援体制を構築するための地域生活支援拠点を整備している。
- 相談内容等に応じ、保育所をはじめ、心身障がい児訓練施設、児童相談所、保健所及び学校等の関係機関と連携し、問題の解決を図っている。
- 保育所等訪問支援や発達障害等に関する知識を有する専門職員による保育所等への巡回支援に取り組んでいる。

- 草加保健所をはじめ関係機関と連携を図り、健康づくり行動計画に基づき、市民の健康づくりに関する取組みを行っている。
- 包括連携に関する協定を締結した民間会社の協力を得て、検診の受診勧奨や健康づくりへの普及啓発を行っている。
- 新型コロナウイルスワクチンの接種に際しては、令和6年度からの定期予防接種化に伴い、草加八潮医師会及び市内の個別医療機関と連携し、定期接種への移行に取り組んだ。
- 草加八潮医師会、歯科医師会、薬剤師会と災害時医療体制に関する検討を行っている。
- 国民健康保険制度については、平成30年度から都道府県が新たに財政運営の主体となったため、埼玉県国保運営方針に基づき、埼玉県と連携を図りながら適切な運営に努めている。
- 後期高齢者医療制度については、保険者である埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら適切な運営に努めている。
- 国民年金制度については、国や日本年金機構との連携を図りながら、市民の制度に対する理解の促進に努めている。
- 年度当初に研修計画を策定し、埼玉県や関係団体が主催する研修会、事務説明会に職員が計画的に参加している。
- 本市の環境施策については、国や県をはじめ他の地方公共団体や関係機関と連携して取り組んでいる。
- 本市の交通安全・防犯については、国や県、警察をはじめ他の関係機関と連携して取り組んでいる。
- 「八潮市における町会・自治会への加入促進に関する協定」に基づき、八潮市町会自治会連合会・公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉東支部・八潮市の三者により、町会・自治会への加入促進に取り組んでいる。
- 令和5年度に、やしおスポーツフェスティバルを初めて開催した。スポーツ協会に加盟している団体が主体となり、誰でも気軽に多種多様なスポーツを体験できるイベントとして、各競技やレクリエーションなど様々な種目を実施。また、オリンピック金メダリストなどトップアスリートの教室を実施することで、普段接することのできないトップアスリートとの交流の場を提供した。
- 八潮市商工会が行う「令和6年度八潮市プレミアム付き商品券事業」に対し、同会と事業立案段階から密接に連携するなど、全面的な支援を行った。
- 「八潮市ふるさとハローワーク」では、草加公共職業安定所と連携し、求職者に対する情報提供を行うとともに、面接会を開催している。
- 市内農業団体や、さいかつ農業協同組合と連携し、八潮市農業の担い手を確保し育成する機関である「八潮市明日の農業担い手育成塾」を開塾した。

- 農林水産省関東農政局や埼玉県春日部農林振興センターと連携し、農業者に対する支援制度の利活用を図っている。
- 八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例（平成23年条例第9号）第5章美しい街並みづくりにおいて、国、他の公共団体が市内で行う全ての公共施設等を整備する場合、計画段階で市長と協議することを義務付けている。
- 東京外環自動車道の交通安全性の確保及び本市の高速道路への交通アクセス性の向上を図るため、国や東日本高速道路株式会社と連携しながら、（仮称）外環八潮パーキングエリア及び（仮称）外環八潮スマートインターチェンジ事業を進めている。また、6市1町（春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）で構成する「埼玉県東部地域道路交通研究会」を組織し、東埼玉道路の道路空間を活用したBRT（バス高速輸送システム）等の新たなモビリティサービスの導入に向けた検討に取り組んでいる。
- 国土交通省が施行する中川・綾瀬川直轄河川改修事業による中川の新堤防築堤にあたり、堤防用地となる市有地の売払いや関係地権者との交渉において協力をした。
- 埼玉県が施行主体である八潮南部西地区における土地区画整理事業では、県と連携を図りながら事業の推進を図っている。

成果・効果等

- 現在、地域福祉計画において施策されている重層的支援体制の整備に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する対策を検討するとともに、社会福祉協議会、庁内各課、その他関係機関との連携に努めている。
- 「八潮市高齢者支援ネットワーク体制」により、地域の住民や事業所、医療機関、金融機関などの協力事業所による見守りや草加警察署等の各機関と連携を図るため、年2回ネットワークだよりを発行した。また、行方不明高齢者の早期発見のため、事前登録した高齢者の情報を、メール登録している事業所に提供し発見の協力依頼を行った。
- 在宅医療・介護連携の推進に当たっては、県、草加八潮医師会、介護事業所等の関係機関と協力し取り組んだ。
- 草加保健所をはじめとする関係機関等と地域の健康課題を共有し、その対策のために連携した取り組みを実施できている。
- 新型コロナウイルスワクチンの接種については、草加八潮医師会及び市内の個別の医療機関と連携して定期接種への移行が完了しており、計画的かつ円滑に接種を継続できている。
- 災害時医療体制について、行政と関係機関が検討を重ねることで課題に対しての共通認識を持ち、その対策を共に考える意識が醸成されている。
- 国民健康保険及び後期高齢者医療保険の安定的な運営を実施している。

- 本市の環境施策については、地方公共団体や関係機関と連携を図りながら取り組めた。
- 本市の交通安全・防犯については、国、県、警察や関係機関と連携を図りながら取り組むことができた。
- 誰でも気軽に多種多様なスポーツを体験できるイベントとしてスポーツフェスティバルを開催し、来場者数が令和5年度約3,500人、令和6年度約5,500人、令和7年度約5,700人と人数を増やすことができており、アンケートでも大変好評であった。
- 令和6年度八潮市プレミアム付き商品券事業では、物価高騰や人件費増加に苦しむ市内事業者及び割引を受けられた市民の方から、制度に対し好評をいただいた。
- 「八潮市ふるさとハローワーク」では、草加公共職業安定所と連携して面接会を開催し、就業につなげることができた。
- 関係機関と連携した「八潮市明日の農業担い手育成塾」の研修により、新規就農希望者に対する新規就農支援を行っている。
- 農業祭の開催にあたっては、埼玉県春日部農林振興センター、さいかつ農業協同組合等と連携し、八潮産野菜の品質の高さや安全で安心できる農産物のPRにつなげられている。
- 新堤防築堤の事業に協力することで、中川流域の治水対策に寄与することができた。
- 八潮駅を中心とした新市街地地区のまちづくりが進んでいる。

第8章 住民投票

(住民投票)

第27条 市長は、市政に係る重要な事項について、住民の意思を反映するため住民投票を実施することができる。

2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

【説明】

① 市長は、市政に係る重要な事項について、広く住民の意思を確認し、その意思を反映させるため住民投票が実施できることを規定しています。

なお、住民投票ができるのは、本市の議会の議員、市長の選挙権を有する人のため、ここでは「住民」と規定しています。

市政に係る重要な事項とは、本市の将来に決定的な影響を及ぼすような課題等で、住民の意見を二分するような事項を想定していますが、どのようなことが「市政に係る重要事項」に該当するかについては、住民投票条例で定めています。

② 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならないことを規定しています。

住民投票は、法的な拘束力は持たないため、その結果で市議会や市長の政治的な選択や決断を拘束するものではありませんが、この制度が間接民主制度を補完するものであることを明確にするため、市民、市議会及び市長は、その結果を十分に尊重しなければならないことを規定しています。

社会情勢の変化

- ・ 市民参加の意識が高まっている。

条例に基づく取組、成果・効果等

- ・ これまで住民投票の実施はない。

(請求等)

第28条 本市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者は、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 市議会は、住民投票の実施を議題とし、これを議決したときは、市長に対してその実施を請求することができる。

3 市長は、前2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

4 前項に規定するもののほか、市長は、自ら住民投票を実施することができる。

5 住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

【説明】

① 住民投票の実施請求について規定しています。

請求権者については、公職選挙法に準じて市議会議員・市長の選挙権を有する人（満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上本市に住所がある人）としています。

また、住民投票の実施に必要な署名の数については、過去の選挙における投票率や得票数などを考慮するとともに、地方自治法（第76条）に規定のある市長等の解職（リコール）請求に必要な「3分の1以上」を踏まえ、これに次ぐ厳格性を担保するため「4分の1以上」としています。

② 地方自治法（第112条）では、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、議案を提案することができ、その議案は出席議員の過半数で決すると規定されています。

また、議員が住民投票を発議する場合も同様としています。

③ 市長は、住民・市議会からの請求があったときは、住民投票を実施しなければならないことを規定しています。

④ 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認し、その意思に沿った決定を行うため、自らの判断に基づいて住民投票を実施できることを規定しています。

⑤ 住民投票を実施するには、投票資格、投票方法、成立要件など、必要事項の詳細を定めた条例が別途必要になります。

八潮市では、住民からの請求のハードル（有権者の4分の1以上の連署）を高くすることで、請求要件を満たせばいつでも住民投票ができる「常設型」の住民投票条例を制定しています。

社会情勢の変化

- ・ 市民参加の意識が高まっている。

条例に基づく取組、成果・効果等

- これまで住民投票の実施はない。

(参考)

選挙権を有する者の総数の4分の1の数（令和7年12月現在）：19,108人

議員定数（21人）の12分の1以上の数（令和7年12月現在）：2人

第9章 条例の検証及び見直し

第29条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の各条項が社会情勢に適合したものであるかどうかを検証しなければならない。

2 市長は、前項の規定による検証に当たっては、市民を中心とした委員会を設置し、広く市民の意見を聴かなければならない。

3 市長は、検証の結果を踏まえ、必要な措置を講じなければならない。

【説明】

① この条例は、本市における最高規範であることから、その内容はある程度恒久的なもので、本来は軽々しく変更されるべきものではありません。しかし、社会情勢に適合した内容になっているかについては、定期的に検証する必要があることから、4年を超えない期間ごとに検証しなければならないことを規定しています。

なお、検証の期間を4年としたのは、議員や市長の任期である4年を考慮したものです。

② 検証する場合には、参画の原則に基づいて、広く市民の意見を聴取するため、市民を中心とした委員会を設置することを規定しています。

③ 市長は、市民の意見を踏まえ、見直し等が必要な場合は、速やかに必要な措置を講じなければならないことを規定しています。

条例に基づく取組、成果・効果等

・自治基本条例検証委員会を設置し、以下のとおり検証を行った。

第1回検証（平成26年度）

全7回の会議（平成26年6月～平成27年2月）において検証が行われ、「各条項とも社会情勢の変化に適合している」との答申があった。

第2回検証（平成30年度）

全6回の会議（平成30年5月～平成31年3月）において検証が行われ、「各条項とも社会情勢の変化に適合している」との答申があった。

第3回検証（令和4年度）

全4回の会議（令和4年7月～令和5年2月）において検証が行われ、「各条項とも社会情勢の変化に適合している」との答申があった。